

Title	出土備蓄銭と中世後期の銭貨流通
Sub Title	Excavated Chinese copper currencies (出土備蓄銭) and the circulation of copper currencies in the later medieval Japan
Author	鈴木, 公雄(Suzuki, Kimio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1992
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.61, No.3/4 (1992. 3) ,p.1(225)- 56(280)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19920300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

出土備蓄銭と中世後期の錢貨流通

鈴木公雄

目次

- 一、出土貨幣研究の目的
 - (一) 経済活動復元の資料としての出土貨幣
 - (二) 出土備蓄銭の考古学的資料整備
 - (三) 出土備蓄銭の考古学的分析と中世貨幣経済史への接近
- 二、出土備蓄銭の研究史
 - (一) 出土備蓄銭発見史
 - (二) 戰前の備蓄銭研究と基本的分析方法の確立
 - (三) 戰後の備蓄銭研究の進展
 - (四) 備蓄銭研究と中世経済史
 - (五) 最近の備蓄銭研究の動向
- 三、出土備蓄銭の集成と概要
 - (一) 出土備蓄銭の集成
 - (二) 出土備蓄銭の錢種構成
 - (三) 最新銭による上限年代の設定
 - (四) 備蓄銭の出土状況と埋納方法
- 四、出土備蓄銭の時期区分
 - (一) 備蓄銭埋納風習の成立時期
 - (二) 出土備蓄銭の時期区分
 - (三) 時期区分と実年代との相関
 - (四) 各時期の備蓄銭の分布とその特徴
- 五、出土備蓄銭の錢種組成
 - (一) 全備蓄銭の錢種組成とその数量比
 - (二) 上位二〇種錢種組成の分析
 - (三) 錢種組成の時期別変化
 - (四) 備蓄銭の分析結果の要約
- 六、出土備蓄銭と中世後期の錢貨流通
 - (一) 備蓄銭と精銭・悪銭
 - (二) 永楽通宝の諸問題
 - (三) 錢貨流通からみた中世と近世

注・参考文献

一、出土貨幣研究の目的

(一) 経済活動復元の資料としての出土貨幣

世界の各地から考古学資料としての金属貨幣が出土しているが、これらの出土貨幣の多くは確実な発行年代をもつことから、貨幣と伴出した考古学資料の年代決定に有効な基準を与えるものとして用いられてきた。例えば弥生文化の研究において、王莽の貨泉が弥生時代の中期を中心とする遺跡から出土する事実から、弥生時代の実年代の一つが西暦紀元を前後する時点に求められることが考えられるようになつたのである。しかし貨幣がもつ

本来の機能は、財貨の交換手段ないし流通手段としての役割や、価値保蔵手段などにあつたのであり、貨幣使用の恒常的増加は自然経済から貨幣経済への発達を明示するものに他ならない。

日本においては中世以降になると、貨幣とともに銅錢の利用が増大し、貨幣経済の進展が認められる。この点は文献史料のみならず、考古学的に発見される出土錢貨においても確認することができ、墓に副葬された六道錢や、大量の錢が甕に収められた備蓄錢などが全国的に多数発見されている。けれども、これらの出土錢貨が中世の社

会や経済においていかなる働きをしていたのかについては、いまだ十分に明らかにされていない。その理由の一つは、出土錢貨の内容が中世の経済史研究に利用できるような形に整備されていないことによるものと思われるが、中世の貨幣使用を考える上で出土錢貨という実体を適切に分析し、文献史料の示す成果と対比させていくことは、中世の経済活動の総合的復元にとって重要な意味をもつといえる。本稿はこのような視点にたつて出土備蓄錢をとりあげ、その歴史的、経済的意味について考察を試みようとするものである。

(二) 出土備蓄錢の考古学的資料整備

以上の目的のため、本稿においてはまず考古学資料としての出土備蓄錢の研究史をたどり、今日にいたるまでいかなる研究上の蓄積がなされているかを概観し、その成果と問題点を整理する。これは、従来の出土錢貨の研究の多くが古貨幣の蒐集と鑑定といった古錢学的関心が強く、考古学的一括出土遺物としての取扱や分析が十分に重ねられておらず、そのことが結果として出土錢貨が考古学ないし歴史研究の対象としての位置づけが不明確になつてしまつたとみられるからである。このことは同時に、出土錢貨が考古学遺跡・遺物の年代決定という副

次的な役割を越えて、その資料本来がもつてている役割、つまり特定の社会における経済活動の実態や貨幣経済の進展の様相などを明らかにするさい、いかに取り扱われねばならないかという、考古学資料としての出土錢貨の研究目的と方法の確立を見通す作業ともなるだろう。

研究史的整理を行ったうえで次に問題とするのは、考古学資料としての出土備蓄錢の資料整備である。周知のように、考古学資料は人類の行為の断片が物的証拠として化石化したものだから、考古学資料から一貫性のある人類の行為を引き出して歴史を復元するためには、考古学資料を適切な方法によって集成し、秩序づけなければならぬ。資料の集成・分類・編年といった研究はそこに位置する。このためにまず、出土錢貨の資料集成を行い、その全体像を明確にする。今日までに筆者が収集した全国の出土備蓄錢一五一例のうちで、一〇〇〇枚以上の錢貨出土量をもつ備蓄錢一一九例を集成し、それらの出土地、出土状況、錢の埋納方法といった第一次情報枚数、さらには全出土備蓄錢に共通した特徴である主要錢種の構成などについて概観し、その資料としての全体像を提示する。これは、そこで提示した資料を、今後の

議論のための共通データとして利用していく基礎としたいと考えているからである。

このような基礎作業を行った上で次に取り上げるのは出土備蓄錢の編年である。出土備蓄錢に含まれている錢貨の種類からみて、備蓄錢が埋納されていた期間は十三世紀のなかば以降から十六世紀全般に渡る期間であった。この約二世紀以上におよぶ期間の中世史の変化に対応して出土備蓄錢の分析を行うためには、かなりきめ細かい編年区分を設定する必要がある。従来の研究では、個々の備蓄錢を構成する錢種のうちの最新錢を上限年代とする方法、備蓄錢を収納していた容器とくに焼き物の年代を考慮する方法などが用いられている。本稿ではそれらの成果を利用して、それぞれの備蓄錢に含まれている最新錢の示す上限年代にもとづき出土備蓄錢を八期に細別し、最古の一期に一三世紀第四四半期を中心とした実年代を与える。そしてこの編年と実年代との対比から、全国の出土備蓄錢にいかなる共通性と変化が生じているかを明らかにする。

(三) 出土備蓄銭の考古学的分析と中世貨幣經濟史への接近

出土備蓄銭の編年を設定したうえで、本稿が最も重要な視している出土備蓄銭の銭種組成の数量的分析を行う。出土備蓄銭には、少ないもので三〇～四〇種、多いもので五〇～七〇種以上の銭種が存在しているが、それらの銭種群がどのような数量的組み合わせを構成しているかは、中世における錢貨流通の実態を知るうえできわめて重要なデータとなりうるものである。従来の研究においても、備蓄銭を構成する銭種の多くが北宋銭であることや、多くの備蓄銭において共通して特定の銭種が量的に優越している事実など、備蓄銭の銭種組成の数量的分析の結果が部分的に明らかにされているが、本稿においては収集した全ての出土備蓄銭群について、その構成銭種の数量的比較が可能となるような統一的分析方法を導入する。そしてその結果を先に明らかにした出土備蓄銭の編年区分と関連させることにより、中世全体を通じて備蓄銭の銭種構成に一定の均質性が認められることと、中世の後半になるほど出土備蓄銭の銭種組成において、永楽通宝の占有率が次第に高くなつていった事実などを指摘する。

これまで述べてきたような出土備蓄銭にたいする考古学的分析によつて、考古学資料としての出土備蓄銭から、中世における貨幣經濟の展開を復元するための新しい歴史的事実が明らかにされるはずである。それらは中世における撰錢令に示される「精錢」の実体を明らかにし、錢貨流通の復元を行う際の基礎的なデータとなるものである。そこでそれらの成果を踏まえて、本稿の最終的な目的である、出土備蓄銭という考古学資料と撰錢令などの文献史料という、二つの異なる歴史復元の素材から、中世の貨幣經濟活動の復元がどのように総合しうるかという問題を追求してみたい。同じ時代に存在した考古学資料と文献史料とは、歴史の復元と言う点では本来別個の存在ではなく、同じ時代に生きた人々の行為や活動が、異なつた形で残されたものと考へるべきである。つまりそれらは一つの歴史的行為の一いつの姿なものになるはずである。そしてこの点を出土備蓄銭と言ふ具体的な問題を取り上げて行くことを通じて、歴史考古学における更なる研究方法の開発を図りたいという考古学研究上の目的も、本稿は同時に意図しているのである。

一、出土備蓄銭の研究史

(一) 出土備蓄銭発見史

出土備蓄銭は数千枚から数万枚、ときには数十万枚という量で発見されることから、人々の注目を引くことが多く、このためすでに江戸時代から詳細な報告が記されている場合があつた。例えば茨城県正宗寺から一七一二年(正徳二)に発見された六〇種約二三万枚の備蓄銭は、近藤守重の『錢錄』にきわめて詳しい銭種ごとの分類結果と枚数が記載されており、今日の研究に十分使用することができる(市島兼吉一九〇六)。また古くに出土した備蓄銭が近くの社寺などに奉納されて、一種の宝物として保存され今日まで出土した当時の内容が保たれている場合もある。このような例は近年芝田悟により、石川県多太神社所蔵の約八千五百枚の備蓄銭が報告されている(芝田一九八四)。

しかし他方では、出土備蓄銭の内容が錢貨として骨董的価値を持つことから、出土した錢貨が売却されたり、好事家の手にわたった結果その内容が錢貨もろとも消滅してしまった例も少なくない。すでに江戸時代においても、渋谷の穏田から出土した備蓄銭が、発見者によつて

酒屋に売られ、酒手になつてしまつた例がある(『錢錄』所収)。また戦時中に寺の釣鐘と同様に、金属の献納として鑄潰されてしまつた例もあるという。これらの例の他に、出土枚数がきわめて多量にわたるため、内容の調査が完了しないまま収蔵庫などに保存されたままになっている備蓄銭もけつして少なくないと思われる。いずれにせよ、出土備蓄銭は今日われわれが考古学資料として把握しているよりも、はるかに多く存在していたことは疑いない。

(二) 戦前の備蓄銭研究と基本的分析方法の確立

江戸時代の出土備蓄銭の取扱においては、先の正宗寺のような優れた記録が残されたものの、全体としては好事家のメモを越えるものではなく、これは明治、大正期をつうじてほぼ同様であつた。しかし昭和の初期以降になると、今日の備蓄銭研究の基礎となる重要な研究が発表されるようになる。これは土器や石器のような先史考古学の遺物の研究と比べても、けつして遜色のない水準にあるものだつたといえる。入田整三は一九三〇年(昭和五)に『考古学雑誌』に「発掘銭に関する考察」と題する論文を発表した(入田一九三〇)。これは当時知らっていた出土備蓄銭一八例について、銭種の構成ごとの

枚数を計量し、銭種組成の数量構成比をあきらかにするという、きわめて斬新な内容を持つものであった。その結果、出土備蓄銭の大部分は北宋錢であり、その他に南宋錢、唐錢、明錢などが伴うという備蓄銭の銭種構成が明確にされた。さらに入田は同様な分析を鎌倉市大町小学校出土の備蓄銭にたいして実施し、個別の出土備蓄銭の分析にも新しい方向を示した（入田一九三五）。これら一連の労作により、出土備蓄銭の分析方法が確定し、これは今日に至るまで基本的に踏襲されることになった。本稿で筆者が行う分析も、この入田が確立した銭種分類と分析の方法にもとづいて改良を加えたものである。

入田の出土備蓄銭分析の方法は、その後各地の研究者に採用され、一種の統一的な方法となつていった。たとえば、成田末五郎は一九三〇年代から青森県出土の備蓄銭の集成を開始するが、その個別の報告において銭種構成の分類には、入田の方法を用いた（成田一九三八）。

また石野英も神奈川県藤田町出土の備蓄銭の報告において、同様の方法を採用した（石野一九三五）。かくして、入田の方法は戦前における出土備蓄銭の分析方法の統一的な基準となつていった。これは各地の出土備蓄銭の内容を比較検討するさいにきわめて有効な方法であり、

データの蓄積を可能とするものであった。このような基礎にたつて第二次大戦後に矢島恭介は、「日本考古学講座」七巻において出土貨幣について論じ、全国一一遺跡より発見された出土備蓄銭について銭種と枚数を示す一覧表を提示した（矢島一九五六）。この表は一九六二年にはさらに内容が追加され、全国から出土した備蓄銭四〇例総枚数二六〇、九七〇枚について、個々の備蓄銭ごとにその銭種構成と数量を計量した一覧表へと発展した。「日本出土銭貨一覧」と題され『日本考古学辞典』の巻末に掲載されたこの一覧表には、個々の出土例の総枚数、各銭種ごとの合計枚数、全出土例の総枚数の合計といった統計表として要求される数値は記載されていなかつたが、北は青森県から南は大分県にいたる出土備蓄銭が集成されており、その全国的趨勢を知るうえではきわめて有効なデータを提供するものであつた（矢島一九六一）。

(三) 戦後の備蓄銭研究の進展

矢島による「日本出土銭貨一覧」が、入田以来の戦前からの備蓄銭研究の一応の完成とみるならば、その後の研究はその上にたつていくつかの新しい方向を探る試みを開始したといえるだろう。その一つは、個々の出土備蓄銭の調査報告が、発掘報告書として詳細な内容が刊行

されるようになつてきたことである。その契機は北海道函館市志海苔（函館市博物館一九七三）や新潟県湯沢町石白（湯沢町教育委員会一九七六）、長野県下高井郡長丘（金井一九六〇、日比野一九七一）などから、数十万枚というきわめて大量の備蓄銭が出土したことによるものであろう。とくに備蓄銭の出土状況について、ある程度の調査が行われるようになつたため、備蓄銭が当時どのような状況で埋納されたのかと言つた点が次第に明らかになつてきた。このような経緯をへて出土備蓄銭が歴史考古学の調査対象としても、研究者の間で明確に意識されるようになつてきたといえる。

出土備蓄銭の多くは弥生時代の銅鐸と同じく、あらかじめ分布調査などによつてその出土地点を予測することは困難で、建設工事などによつて突如発見される場合が多い。したがつて発見の直後に現場に急行して迅速な記録を取らないかぎり、出土状況に関する考古学的情報は十分に得られない。しかしながら、開発の増大とそれに伴う自治体などの対応が進むにつれて、発掘調査中に備蓄銭が出土するという状況が生まれてきた。東京都多摩ニュータウン（東京都埋蔵文化財センター一九八四）、東京都葛西城（葛西城址調査会一九八三）、京都市

八条三坊（京都文化財団一九八八）、福井県一乗谷（福井県立朝倉氏遺跡資料館一九八六、一九八八）、広島県草戸千軒（広島県草戸千軒町遺跡調査研究所一九八六）、山口県下右田（山口県教育委員会一九八〇）などから相当量の備蓄銭が出土し、その詳細な調査と分析結果が報告されるようになつた。

これらの新たな調査により、さまざまな備蓄銭埋納の方法が存在していたことが明らかになるとともに、遺跡全体のなかで備蓄銭がどのような状況で埋設されたかといつたことまで判明してきた。例えば葛西城や一乗谷では、大量の銭が「さし銭」状態で井戸の底に投棄されていた。これは恐らく戦乱の最中に咄嗟の処置として取られた方法と考えられ、その遺跡の戦乱についての文献情報が得られれば、備蓄銭の埋納時期をかなり正確に推定することが期待できるようになる。一乗谷出土の備蓄銭については、その出土状況から、朝倉氏の滅亡した一六世紀後半頃の年代が報告されているが、これは後に詳しく述べる出土銭貨の銭種構成からみた年代観とも矛盾しない。

調査によつて出土した備蓄銭の報告に際しては、考古学遺物としての分類と分析がくわえられるようになり、

戦前以来行われてきた簡素な分類よりも遙かに詳しい出土錢貨の識別が行われるようになつた。これには古錢学からの直接、間接の影響もあつたと思われるが、一つの錢種を草書、行書といった書体ごとに区別したり、背文の有無や種類によつて細かに分類することが行われるようになつた。またきわめて保存のよい「さし錢」の状態で発見される出土例が増加したため、「ひとさし」の単位を復元出来る場合もあり、当時の錢貨の使用状況も具体的に捉えることができるようになつてきた（湯沢町教育委員会一九七六、京都文化財団一九八八年）。しかし、このような詳しい報告例は出土備蓄錢全体のなかでは一〇%未満にすぎず、残りの九〇%以上は従来から行われている簡単な錢種分類によつて報告されたものである。したがつて、全国的な視野の下で出土備蓄錢の分析を行うためには、従来から行われている分類結果を有効に活用する方法を考えだす必要がある。本稿で行う出土錢貨の分析方法は、とくにこの点を考慮したものである。

出土備蓄錢の年代については、従来は個々の備蓄錢ごとに含まれている錢種の初鑄年代にもとづいて大まかな年代観を示す程度で、全体を通じた編年なり時期区分を設定する試みは最近まで行われていなかつた。この点に

ついては是光吉基の編年案が現在もつとも包括的なものである（是光一九八五）。是光は全国から出土した備蓄錢九二例について、それぞれの備蓄錢に含まれている最も新しい初鑄年代をもつ錢種の一群を用いて、その備蓄錢の時期を決定するという方法を採用し、全体を4期に区分した。一期は最新錢が南宋の咸淳元宝までとなる備蓄錢で、二期の備蓄錢は元の至大通宝から至正通宝までを含むもの、三期は一と二に細分され、三期の一は明の大中通宝、洪武通宝、永樂通宝、宣德通宝ないしは李朝の朝鮮通宝までを最新錢として含むもの、三期の二は洪順通宝、光順通宝、洪德通宝、景統通宝などの安南錢、世高通宝、大世通宝などの琉球錢、弘治通宝などの明朝末の錢をふくむもの、四期は寛永通宝、清朝錢をふくむものとした。そして、それぞれの埋納年代を一期||一四世紀前半、二期||一四世紀後半、三期の一||一五世紀後半、一六世紀前半、三期の二||一六世紀の後半、四期||一七世紀と比定した。

是光の時期区分以外には、芝田悟（一九八三）、深田芳行（一九七九）、竹尾進（一九八四）などによつて用いられているものがある。これは出土備蓄錢の錢種組成を数量的に処理し、錢種組成のグラフを描き、そのパ

ターンにより出土備蓄銭を幾つかに分類して編年しようとするものである。この方法は阿部祥人が多摩ニユータウン出土の備蓄銭の一部を分析したときに最初に用いたものに原理的には遡るものだが（阿部一九八二）、銭種組成を取り上げるという点では優れた着想が認められるものの、分類結果が細かすぎ、普遍的な時期区分に用いるにはやや問題がある。出土備蓄銭の年代区分は、考古学上の目的だけに用いられるのではなく、むしろ中世における貨幣経済の進展といった歴史的な問題と結びつけて論じられるものだから、できるだけ実年代と対応し、

しかも全国的な区分として設定されていることが望ましい。後に本稿で用いる筆者の時期区分は、基本的には是光が採用した最新銭の初鋳年代を上限年代とする考え方を支持し、それに備蓄銭の銭種組成の数量的分析結果と、文献史料からえられる実年代を一部援用するものである。

（四）備蓄銭研究と中世経済史

出土備蓄銭が中世における貨幣経済の検討を行なう上で重要な役割を果たしうることは以上のような研究史の流れから明らかだが、そのためには中世史研究者とのあいだに緊密な連携が必要とされる。しかし、戦前の中・

近世貨幣史ないし貨幣経済史において出土備蓄銭が取り上げられたことはほとんどない。例えば小葉田淳の『日本貨幣流通史』においては（小葉田一九四三）、日本中世における中国銭の流通について、詳細な文献史料による検討が行われているが、出土備蓄銭については僅かに中川近禮（一八九六）と入田整三（一九三〇）の初期の報告を引用するのみで、個々の備蓄銭の内容にまで立ち入った分析は行われていない。戦前における出土銭貨についての関心は、主に古銭学ないしはその延長上の古銭鑑定にあつたようである。

古貨幣にたいして多くの関心を寄せる人々に支えられて刊行がつづけられた雑誌「貨幣」には、戦前、戦後をつうじていくつかの出土備蓄銭についての簡単な報告が載せられている。そのなかにはすでに出土した備蓄銭そのものが散逸してしまつたものも存在しており、備蓄銭の集成を行ううえで貴重な情報となつているものも少なくない（例えば銭幣館一九三三、宮本一九六三など）。けれどもそこで問題にされている内容の多くは、私鑄銭ないし模鑄銭の同定とか、量的に珍しい種類の銭などが中心となり、備蓄銭の大部分を構成する大量の北宋銭などはあまり注意を払われない傾向があつた。また、考古

学研究者が採用した出土備蓄銭の分類に対し、古銭学の側から疑問が寄せられたこともある。これはやはり日本の古銭学と歴史考古学や貨幣経済史とのあいだにおける、問題関心のおきどころの相違によるものといえよう。今後の研究方向を見通すうえで、古銭学の成果をどのように形で吸収していくかは、出土貨幣研究における重要な問題といえるだろう。

戦前の貨幣経済史が主として文献史料による貨幣制度史的研究に中心があつたと考えれば、戦後における新しい視角は貨幣の動的な要素を重視した貨幣流通史の展開に求められる。作道洋太郎は一九六九年（昭和四四）に「日本貨幣史研究の現状と課題」のなかで、戦後の貨幣史研究が「流通史としての貨幣史」という視点を強く意識するようになったことを指摘し、戦前からの伝統的な実証的・個別的研究のうえに、商品流通と貨幣流通とを結合させた「流通史」の構築を目指す必要のあることを述べた（作道一九六九）。このような背景のなかから、中世史の研究においては佐々木銀弥などに代表されるような代銭納制の研究が展開し、中世の経済構造における銭貨の役割が詳しく分析されるようになってきた（佐々木一九七一）。さらに神木哲男は「中世における貨幣使

用」において、初めて出土備蓄銭について是光の研究成果を引用しつつ組織的に言及し、中世における貨幣使用のありかた、とくに貨幣の還流の具体的な追求を行い、その地域的ひろがりを検討するためには、出土銭の事例を取り上げる必要のあることを強調した（神木一九八五b）。そして出土備蓄銭の埋納年代の確定が極めて難しく、これが出土銭の考古学的成果を中世経済史に援用する際の妨げになつていることを指摘したうえで、文献史学と考古学の相互の成果を探り入れて研究の進展を図る必要を説いた（神木一九八五a）。

（五）最近の備蓄銭研究の動向

このようないくつかの研究動向のなかから、ようやく出土備蓄銭の研究が本来目指すべき貨幣経済史の復元というテーマが浮き彫りされるようになつてきたが、ここに至るまでは坂詰秀一などによる考古学研究者の地道な努力のあつたことも忘れてはならない。坂詰は備蓄銭を含めた出土銭貨が歴史考古学の研究に果たす役割を重視し、「出土渡来銭の再検討」（坂詰編一九八一）、「出土渡来銭研究の視角」（坂詰編一九八五）と題する特集を刊行して出土銭貨の全国的集成、各地の出土銭貨の考古学的検討、古銭学や貨幣経済史との連携の必要などを訴えてき

た。これに応えるような形で、栗原文蔵の埼玉県下の出土備蓄銭の集成研究（栗原一九八八、一九九〇）、芝田悟による石川県下の備蓄銭の報告（芝田一九八四）など、各地の成果が次々と明らかにされてきたのである。この結果備蓄銭のみならず中・近世の墓に副葬されていた六道銭についても、齊藤隆（一九八一）や石川長喜（一九八三）などによつて報告と資料の集成が行われるようになつた。筆者や桜木晋一の出土六道銭の分析にもとづく一七世紀の錢貨流通の復元的研究も（鈴木一九八八、桜木一九九〇）、これらの先行する研究の延長上に位置するものである。

以上述べてきた備蓄銭を中心とした出土錢貨の研究の流れから、今後の研究の見通しについて次のような点を指摘しておきたい。

- ① 出土錢貨の研究においては、貨幣がその属する社会のなかで果たしていた役割を明らかにすることを、その最終的目的として設定すべきである。出土錢貨の考古学的ないしは古錢学的研究は、その最終目的の達成のために有効に活用されるものでなければならぬ。
- ② ①の目的を追求するさい、生の考古学資料のもつ

情報を歴史的研究に利用できるような形に変換する必要がある。そのためには、生の考古学資料から、いかにして歴史的な解釈を可能にするか状態に考古学資料そのものが加工されてくるのかを追跡、検証しうるような、一種の考古学資料批判の枠組みを準備することが望ましい。これは出土備蓄銭の研究に限らず、考古学と文献史学との成果を総合して歴史的再構成を行おうとするときの基本的問題である。

- ③ 出土錢貨の分類と同定については、古錢学の基準を活用すべきだが、その際には必ず出土資料による事実の確定を行うことが望ましい。古錢学上知られている錢種が実際に出土資料としてどのくらい一般的に存在していたのかを検証することは、錢貨流通の復元という視点からは極めて重要である（注一）。また、古錢学の興味関心と、考古学ないし経済史における貨幣についての関心の相違点についても留意すべきである。
- ④ 出土備蓄銭の分析に際しては、今日まで蓄積された資料の大部分を利用できるような方法を考へるべきである。最近報告されている一部の備蓄

錢には、極めて詳細な分類や集計が用いられている。これらを利用すればより精密な分析を行うことができるが、それのみでは十分な量的うらづけを伴つた全国的な備蓄錢の動向を知ることは不可能である。したがつて、江戸時代以来多くの人々によつて報告されてきたさまざまな内容を

持つた出土備蓄錢のデータのなかから、共通して利用きる安定度の高い部分を取り出し、分析を行えるよう工夫する必要がある。

出土備蓄錢の時期については、考古学上の一括遺物としての備蓄錢の時期区分と、文献史学上の出来事に対応させるための実年代との対比という、二つの年代観を矛盾なく使い分ける必要がある。考古学上の時期区分は相対的区分でも差し支えないと、これと実年代とを少なくとも半世紀程度の幅で対応させておくのが望ましい。このためには、まず考古学的な時期区分を設定し、それに文献史料、曆年代などを結びつけ、考古学上の時期区分に実年代を与えていく方法が最も合理的であろう。このばあい留意しておかなければならぬことは、個々の出土備蓄錢の時期なり実年代そのものを追

求するのではなく、考古学的に分類された共通の錢種組成を持つ一群の備蓄錢間における時期なり実年代の異同が問題なのである、という点を明確にしておきたい。

三、出土備蓄錢の集成と概要

（一）出土備蓄錢の集成

一九九一年一一月現在で筆者が収録した全ての出土備蓄錢は、一都一道二府三四県一五一遺跡におよび、その総枚数は約二三二八万枚ほどである。これらはいずれも出土地が明らかで、その出土錢貨の内容が報告されているものである。秋田、宮城、山梨、岐阜、和歌山、鳥取、高知、熊本、沖縄の九県からは、今までに出土備蓄錢のデータを収集することができなかつたが、このうち山梨、高知、熊本の三県には備蓄錢の存在が確認されており、近い将来追加することが可能である。したがつて、出土備蓄錢の存在はほぼ全國にわたるものとみられる。これらをさらに広域な地域ごとに比較してみると、北海道と東北地方で三四遺跡、関東地方が四〇遺跡、中部・東海・北陸の三地域では三四遺跡、近畿地方で一七遺跡、中国・四国地方一六遺跡、九州地方が一一遺跡という割

表1 全国出土備蓄錢一覧(1000枚以上)

県名	番号	県名	遺跡名	総枚数	銭種数	10枚以上	最新銭	時期	埋納方式	備考	文献
2	8	青森	館山	5585	56	39	咸淳元宝	1	楕製の櫃か桶		市立函館博物館1973
3	4	岩手	紫波町	9720	54	40	咸淳元宝	1	曲物		板橋・佐々木1958
6	1	山形	手蔵田	3156	52	30	咸淳元宝	1	墓?		佐藤・矢口1977
7	3	福島	伊豆村	4212	35	29	皇宋元宝	1			相原1986
10	3	埼玉	田谷	6144	48	33	咸淳元宝	1			水戸市役所1963
11	5	埼玉	屈巣	26425	57	41	咸淳元宝	1	甕		栗原1988
14	1	神奈川	大町小学校	8608	60	37	咸淳元宝	1	甕		人田1935
16	3	長野	上田塙尻	5395	38	20	咸淳元宝	1	甕		関1969
17	5	静岡	鴨江	2714	49	28	咸淳元宝	1	甕		矢島1962
29	2	富山	富田林	3378	45	29	咸淳元宝	1			矢島1962
31	1	岡山	総社	7402	55	40	咸淳元宝	1			矢島1962
32	2	岡山	草戸千軒(1)SX3300	12589	55	38	皇宋元宝	1			草戸千軒町遺跡調査研究所1986
37	3	広島	香川	4081	46	33	咸淳元宝	1	須恵器の甕		寺田1944
40	5	福岡	本城	15745	63	44	咸淳元宝	1	甕		桜木1992
2	7	青森	猿賀	10501	62	41	至大通宝	2			市立函館博物館1973
2	6	青森	乳井	5471	58	39	至大通宝	2			市立函館博物館1973
3	3	岩手	太田	4659	52	25	至大通宝	2	楕状の木箱		花巻市教育委員会提供資料
6	5	山形	東荒屋	6801	54	35	至大通宝	2	壺		佐藤・矢口1977
8	1	福島	柄木市	1200	40	16	至大通宝	2			角田1979
11	2	埼玉	金昌寺	26780	66	44	至大通宝	2	甕		栗原1988
11	16	埼玉	坂戸・中里	3404	53	31	至大通宝	2	甕		栗原1990
16	10	長野	早稲田	11292	49	37	至大通宝	2	甕		市村1935
16	8	長野	寺尾	1114	41	19	至大通宝	2	ピット		金井1960
21	2	石川	森山	1484	45	25	至大通宝	2			芝田1983
22	5	新潟	塩沢	14307	61	44	至大通宝	2			湯沢町教育委員会1976
22	10	福井	鳥屋	2225	51	25	至大通宝	2	甕		小西1956
23	2	京都	下河端(2)	4719	53	33	至大通宝	2			福井県教育委員会1974
28	3	京都	八条三坊(2)P160	16880	61	41	至大通宝	2			京都文化財団1988
28	2	京都	八条三坊(1)P234	14535	60	40	至大通宝	2			京都文化財団1988
31	2	岡山	早島	5172	55	36	至大通宝	2			矢島1962
32	1	広島	木梨	7545	53	37	至大通宝	2			尾道市教育委員会1964
36	1	徳島	一宮	17178	61	43	至大通宝	2			吉見1959
36	3	徳島	大里	70070	67	47	至大通宝	2			吉見1959
37	1	愛媛	塩屋	4905	52	36	至大通宝	2			矢島1962
38	2	香川	九和	2512	48	28	至大通宝	2			矢島1962
38	1	愛媛	父二峰	1609	45	25	至大通宝	2			矢島1962
40	6	福岡	朝倉町	13688	57	40	至大通宝	2			朝倉町教育委員会1986
1	1	北海道	志海苔(1)	307446	93	62	洪武通宝	3	甕		市立函館博物館1973
1	2	北海道	志海苔(2)	66987	82	61	洪武通宝	3	甕		市立函館博物館1973
6	3	山形	埼玉	3144	40	19	洪武通宝	3			佐藤・矢口1977
11	17	長野	東松山	4741	52	34	洪武通宝	3			栗原1989
16	2	長野	下高井	30491	72	43	洪武通宝	3			金井1960、日比野1971
19	2	長野	社口田	26284	63	44	咸元通宝	3	木箱		岡崎市史1989
22	8	新潟	高柳	22333	54	43	洪武通宝	3	甕		新井市教育委員会1986
22	7	新潟	金屋	1974	39	25	洪武通宝	3	木箱		関塚・鶴巻1991
2	1	青森	藤崎	4423	49	33	永樂通宝	4			市立函館博物館1973
2	4	青森	浪岡城(SP11)	5971	56	35	永樂通宝	4	ピット		浪岡町教育委員会1986
2	9	青森	脇野沢	5205	51	34	永樂通宝	4	くり抜き櫃		市立函館博物館1973
2	10	青森	十三	23442	66	50	永樂通宝	4			裕光1961
2	13	青森	石川	1753	44	24	永樂通宝	4			成田1961
2	14	青森	高屋敷	10162	62	43	永樂通宝	4			成田1939
2	11	群馬	館下	2188	52	29	永樂通宝	4			成田1963
9	1	群馬	群馬	13028	58	45	永樂通宝	4			矢島1962
12	1	東京	多摩ニユーワーク	27015	66	50	永樂通宝	4			東京都埋蔵文化財センター1984
13	2	東京	千葉	1067	27	10	永樂通宝	4			横浜毎日新聞明治6年6月26日
14	3	神奈川	淨智寺	14999	51	33	永樂通宝	4			鎌倉市教育委員会1983
17	2	静岡	北山	31781	65	50	永樂通宝	4			矢島1962
28	5	京都	菟原下	6242	35	23	永樂通宝	4			丹後郷土資料館1980
30	1	兵庫	堂坂	194825	79	56	永樂通宝	4			宝塚市教育委員会1971、1977
41	1	大分	大畠	14589	55	42	永樂通宝	4			矢島1962
7	4	福島	八幡村	1840	44	26	朝鮮通宝	5			相原1986
10	1	福島	正宗寺	223232	60	46	朝鮮通宝	5			『錢錄』所収
21	1	福島	多太神社	8542	52	36	朝鮮通宝	5			芝田1984
22	3	新潟	白石(1)	169872	82	55	朝鮮通宝	5			湯沢町教育委員会1976
22	4	新潟	白石(2)	101912	63	52	朝鮮通宝	5			湯沢町教育委員会1976
40	1	久原	仲原	94084	77	55	朝鮮通宝	5			矢島1962
40	4	福岡	福岡	3000	53	27	朝鮮通宝	5			桜木1991a
6	2	山形	藤島	9477	38	38	宣德通宝	6			佐藤・矢口1977
6	4	山形	布目	1150	50	23	宣德通宝	6	刮鉢		佐藤・矢口1977
9	4	群馬	小野	3620	53	32	宣德通宝	6	曲物		矢島1962
9	2	群馬	埼玉	2829	53	31	宣德通宝	6			栗原1988
11	8	埼玉	生品	2430	50	29	宣德通宝	6			栗原1988
11	13	埼玉	和光	93739	73	54	宣德通宝	6			栗原1988
11	7	埼玉	玉井	15563	62	46	宣德通宝	6			栗原1988
11	4	埼玉	下中条	9697	58	37	宣德通宝	6			栗原1988
11	9	埼玉	下加	5923	48	30	宣德通宝	6			栗原1988
11	3	埼玉	島山	2441	52	28	宣德通宝	6			栗原1988、1985
11	10	東京	小江川	2230	45	27	宣德通宝	6			栗原1988
12	3	東京	葛西城	4771	58	35	宣德通宝	6			葛西城址調査会1983
12	2	東京	町田	4405	51	38	宣德通宝	6			矢島1962
12	5	東京	佐野町	4395	56	37	宣德通宝	6			調布市史編纂委員会1990
12	7	東京	王子本町	12769	60	45	宣德通宝	6			東京都教育委員会蔵(実査)
14	2	神奈川	神奈川	2241	51	27	宣德通宝	6			石野1935
17	4	静岡	江尻(1)	1800	51	28	宣德通宝	6			矢島1962
19	2	愛知	日影	2471	43	29	宣德通宝	6			岡崎市史1989
20	1	愛知	宮崎	6453	55	33	宣德通宝	6			竹内1980
20	2	愛知	布目沢	5021	54	33	宣德通宝	6			大木1964
20	3	富山	舟見	3291	47	24	宣德通宝	6			奥田1973
21	3	石川	鹿島	11008	62	43	宣德通宝	6			芝田1990
22	6	新潟	新潟	5943	57	37	宣德通宝	6			湯沢町教育委員会1976
22	1	新潟	島の島	15562	62	45	宣德通宝	6			矢島1962
22	9	新潟	六九	1035	43	19	宣德通宝	6			川上1973
23	1	福井	下河端(1)	5749	54	40	宣德通宝	6			福井県教育委員会1974
23	4	福井	一乗谷(2)SX3229	3630	41	25	宣德通宝	6			朝倉氏遺跡資料館1986
25	3	京都	中里	1285	45	25	宣德通宝	6			矢島1962
28	4	京都	寺町	12445	54	40	宣德通宝	6			丹後郷土資料館1980
29	1	大阪	中村	2093	46	29	宣德通宝	6			矢島1962
34	2	大阪	宮尾	8716	58	36	宣德通宝	6			隠岐島後教育委員会1984
35	1	島根	下右田	13493	63	45	宣德通宝	6			山口県教育委員会1980
38	3	島根	古三津村	3541	40	21	宣德通宝	6			松山市教育委員会1985
40	3	福岡	若宮	40583	65	48	宣德通宝	6			宮本1963
40	2	福岡	博多区	3883	46	26	宣德通宝	6			玉泉館資料 九州大学文学部蔵
2	15	青森	砂子瀬	1027	49	21	世高通宝	7			成田1938
9	6	群馬	伊勢崎	14251	60	42	世高通宝	7			矢島1962
9	3	群馬	宝泉	4217	53	35	世高通宝	7			矢島1962
9	5	群馬	荒砥	2347	52	31	世高通宝	7			矢島1962
10	2	茨城	那珂	10259	55	38	世高通宝	7			那珂町教育委員会蔵(実査)
10	4	茨城	水戸大塚	5075	58	33	世高通宝	7			水戸市教育委員会1979
11	1	茨城	秋山城	5226	62	36	大世通宝	7			栗原1988、1986
16	9	長野	武石	6495	50	35	世高通宝	7			小山1935
16	7	長野	竹原	2399	53	29	延寧通宝	7			金井1960
36	2	徳島	長生	26338	61	46	世高通宝	7			吉見1959
46	1	鹿児島	老神	18123	65	44	世高通宝	7			本田1987、合志1962
10	5	茨城	三和	5885	58	37	弘治通宝	8			三和町教育委員会(実査)
11	6	福井	淨光寺	1828	48	23	弘治通宝	8			栗原1988
23	3	福井	一乗谷(1)SB3419	16594	79	50	嘉靖通宝				

合になる。全体として東日本に分布が多く、近畿以西の地域に相対的に少ない傾向が認められる。同様のことは出土六道錢においても確認することができる（鈴木一九九二）。これがいかなる意味を持つのかは現在確定できないが、備蓄錢の分布における本質的な原因によるものではなく、おそらくそれぞれの地域における関心を持つ研究者の有無や調査例の多寡といった研究の現状に比例するものと考えられる。

この一五二一遺跡からの出土備蓄錢には、北海道志海苔の約三〇万枚、茨城県正宗寺の約二三二万枚、兵庫県堂坂の約一九万枚、新潟県石白の約一六万枚のように極めて大量の錢貨を出土した例から、長野県西内の一五枚、京都府深草の一〇枚、奈良県朝和の七枚といった極端に少ない錢貨しか出土していない例までが含まれている（矢島一九六二）。とくに一〇枚前後の錢貨は六道錢と誤認された場合も考えられ、備蓄錢の範疇に加えることには躊躇せざるをえない。出土六道錢においても、一〇枚以上の錢貨を出土する例はめずらしくなく、もつとも多量の六道錢が発見された例は鳥取県徳尾一号墓の八六枚であることを考えると、一〇〇枚以下の錢貨の場合には中世の六道錢との混同も考慮する必要がある。この点を確

認するには出土記録を調べる以外ないが、戦前の報告資料の場合には明確にできないことが多い。したがって、少ない枚数の出土錢貨は備蓄錢の分析を行う際には除外しておいたほうが賢明であろう。その範囲をどの程度にするかという点に関しては、約三〇~六〇種くらい存在する錢種の数量組成を分析する必要があることから、出土錢貨数が一〇〇〇枚程度存在しないと安定した分析結果を得るのが難しいと考えられる。これらの点を考慮して、本稿において検討する出土備蓄錢は一〇〇〇枚以上の錢貨を持つ例に限定することにしたい。

全国一五二一遺跡の出土備蓄錢のなかから、一〇〇〇枚以上の枚数をもつ備蓄錢を集成すると、表1に示したように一一九例二三二六万三三七三枚が存在する。それについて出土総枚数、総錢種、最新錢、埋納方式などのデータを示しておいた。これらのうち、北海道志海苔、新潟県石白、京都市八条三坊、福井県下川端（福井県教育委員会一九七四）、福井県一乗谷などは、同一遺跡において複数の地点から備蓄錢が独立して発見されたり、異なる容器に納められて出土しているが、そのような場合には、全て個々に独立した備蓄錢として同一遺跡名の下で1、2をつけて扱っている。出土地点については、

伝聞によるものが幾つかあり、また旧行政区画のままで今日の地番表示に変更していないものも幾つかある。また、遺跡の略称については、従来の報告例に従つたが、いくつか変更した場合もある。これらの備蓄銭が現在どのような状態で保管されているかについては不明のものがかなり存在しており、博物館や教育委員会の所蔵となつてゐるものについては、実物に当たつて再調査が可能だが、個人や私立の機関に収蔵された場合には、次第に散逸し最終的には記録以外にはその内容が知りえなくなつてしまつたものも存在する。

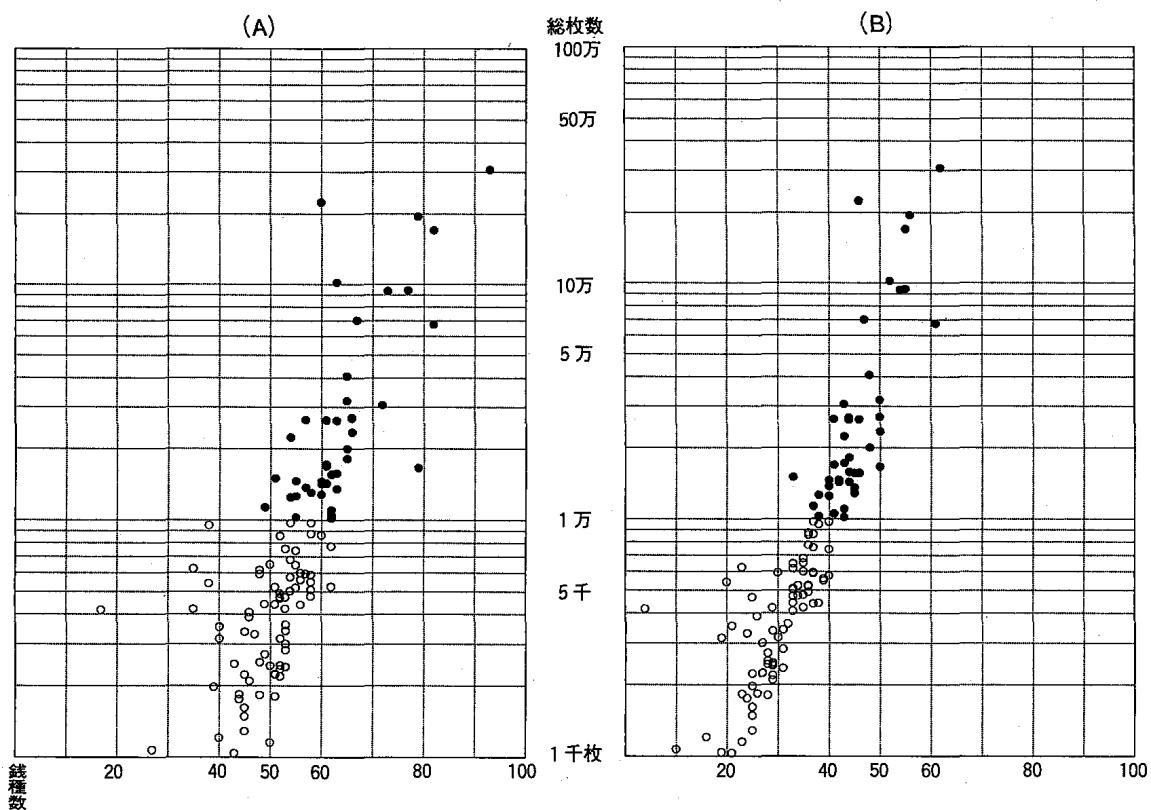
(二) 出土備蓄銭の銭種構成

備蓄銭を構成する銭の種類はもつとも多い例が北海道志海苔で九三種存在する。最小の例は長崎県壱岐郷の浦の一七種だが（壱岐島郷土資料館所蔵）、これはのちに詳しく述べきもので、これを除けば福島県伊豆村が三五種（相原一九八六）でもつとも少ない。銭種数は備蓄銭の総枚数の増加とほぼ正比例しており、一万枚をこえる備蓄銭では銭種数は六〇種以上あるのが一般的である。これらの銭種は備蓄銭全体のなかで均一に存在していたのではなく、皇宋通宝や元豊通宝のように極めて大量に存在し

ているものから、世高通宝や弘治通宝のような数千枚、数万枚の備蓄銭のなかに一枚程度しか発見されないものもある。大量の備蓄銭のなかでわずか数枚しか存在しない銭と、数千枚以上も存在している銭とを同一に扱うのは、銭貨の流通を考えるうえでは不自然なことなので、一つの備蓄銭のなかで一種一〇枚以上存在する銭とそれ以下の数しかない銭とを区別し、前者を備蓄銭のなかで安定して存在している銭として「一種一〇枚以上の銭種」ないし「銭種数」と呼ぶことにする。そして「一種一〇枚以上の銭種」と一〇枚以下の銭種とを合計したものを、備蓄銭の「総銭種数」と呼ぶ。この呼びかたで先の志海苔の備蓄銭の銭種数を計算すると、「総銭種数」九三種、「一種一〇枚以上の銭種」（「銭種数」）六二種ということになる。

このように備蓄銭を構成する銭種を一つの種類に大きく分けて、それぞれが備蓄銭の総枚数とどのような関係があるかをみると、興味深い事実が明らかになる。図1は縦軸に備蓄銭の総枚数をとり、横軸に備蓄銭の「総銭種数」（A）と「一種一〇枚以上の銭種」（B）をそれぞれとった片対数グラフである。グラフのなかのマークは個々の出土備蓄銭を示すが、このマークの分散をみてみ

図1 出土備蓄銭総枚数と銭種数との関係



ると明らかに (A) の「総銭種数」よりも (B) の「一種一〇枚以上の銭種」の方がばらつきが少なく直線に近い形になっている。このことは、備蓄銭の総枚数と銭種数との関係を考えるときには、「総銭種数」よりも「一種一〇枚以上の銭種」のほうがより相関が高いことを示している。さらにこの (B) のグラフで興味深いのは、備蓄銭の総枚数が1万枚前後を境として、「一種一〇枚以上の銭種」の分布が明瞭に分離できることである。総枚数が1万枚以下の備蓄銭 (○印) の「銭種数」は四〇種以下となり、一万枚以上の備蓄銭 (●印) の「銭種数」は四〇~六〇種までの間に集中する。これは1万枚以上の備蓄銭において、安定して存在している銭種は四〇から五〇種台にあつたことを意味している。

この「銭種数」は中世の撰銭令などにみられる撰銭対象となつた主要な銭種の数とよく一致している。例えば小田原後北条氏の発給文書には、「精銭之品ハ四五十色可有之」と記されており（永禄七年岩・真名鶴小代官百姓中あて虎の印判状）、撰銭を行うに当たつて選ぶべき銭を個々具体的な銭銘で指定するのではなく、精銭に該当する銭の銭種数として示しているのである。撰銭という行為が年貢の収納や商取引といった、ある程度多量

の錢の決裁にさいして必要とされていたと考えるならば、一万枚以上の備蓄錢において「一種一〇枚以上の錢種」が四、五〇種と一定になることは、それらの錢が当時の流通錢貨における主要な錢種であったことを示すものといえる。

後北条氏発給文書にある「精錢之品ハ四、五十色」とは、以上のような当時の実情を、實際の撰錢行為のなかで経験的に捉えていたことを示すものといえる。このことは、中世文書にみられる撰錢の実態が出土備蓄錢という考古学資料の分析において確認できることを示す点で、重要な意義を持つものである。これらからみて出土備蓄錢の大部分は当時における精錢に相当する錢貨であつたことを示すものといえる。この点については後段で備蓄錢の錢種組成を分析する際にさらに追求するが、備蓄錢が中世における錢貨流通の復元にとって重要な情報を提供しうることが、このような事実からも明確に指摘することができる。

(三) 最新錢による上限年代の設定

備蓄錢に含まれている錢種のうちで、もつとも新しい初鑄年代をもつてゐる錢を、その備蓄錢の「最新錢」ないしは「年代決定錢種」と呼ぶ。この初鑄年代は、少な

くともその備蓄錢の年代が、初鑄年よりは遡らないといふ「上限年代」として扱うことができる。すなわち、南宋の咸淳元宝を最新錢とする備蓄錢においては、咸淳元宝の初鑄年である一二六六年よりも古くはないという年代が与えられる。この年代は、その備蓄錢が一二六六年以降のどの時点で埋納されたかは示せないものの、備蓄錢の埋納時点の一つの指標となりうる。この最新錢による上限年代を積み重ねていけば、出土備蓄錢全体にわたる時期区分を設定することが可能となる。けれども、この年代決定錢種は表2の一覧にみられるように、かなり限定された錢種であるばかりでなく、備蓄錢全体の中に占める数量も極めて少量しか存在しない。

たとえば、表2にしめされた最も新しい年代を与えられる備蓄錢の年代決定錢種の一つに、明の弘治通宝（一四八八年鑄）、嘉靖通宝（一五二一年鑄）、安南の洪順通宝（一五〇九年鑄）などが存在するが、これらの錢は約一二八万枚におよぶ全出土備蓄錢のうちで、弘治通宝は一二枚、嘉靖通宝は一枚、洪順通宝は五枚しか現在出土していない。年代決定錢種のなかで十分な量が存在しているものは、洪武通宝（一三六八年鑄）の約四五六千枚、永樂通宝（一四〇八年鑄）の約一一万枚く

表2 出土備蓄銭年代決定銭種一覧

王朝・初鋳年	銭種	存在量(枚数)	存在量(%)	備考
南宋 1253年	皇宋元宝	1,844	0.08	1期の判定に有効
南宋 1260年	景定元宝	2,339	0.1	〃
南宋 1266年	咸淳元宝	2,263	0.1	〃
元 1310年	至大通宝	650	0.03	2期の判定に有効
元 1351年	至正通宝	106	0.005	3期の判定に有効
明 1361年	大中通宝	500	0.02	〃
明 1368年	洪武通宝	46,071	2.0	〃
明 1408年	永樂通宝	113,882	5.0	4期の判定に有効
明 1433年	宣德通宝	2,970	0.1	6期の判定に有効
明 1488年	弘治通宝	24	0.001	8期の判定に有効
明 1522年	嘉靖通宝	1	0.00004	8期の判定に有効
李朝 1423年	朝鮮通宝	2,616	0.1	5期の判定に有効
安南 1443年	大和通宝	11	0.0005	7期の判定に有効
安南 1453年	延寧通宝	10	0.0004	〃
安南 1470年	光順通宝	14	0.0006	8期の判定に有効
安南 1470年	洪徳通宝	37	0.002	〃
安南 1498年	景統通宝	1	0.00004	〃
安南 1509年	洪順通宝	5	0.0002	〃
琉球 1446年	世高通宝	91	0.004	7期の判定に有効
琉球 1457年	大世通宝	66	0.003	〃
琉球 1470年	金円世宝	1	0.00004	8期の判定に有効

らいのもので、残りのほとんどは全出土備蓄銭の僅か〇・一%以下しか存在していない。これらの銭は永樂通宝、洪武通宝の二銭をのぞけば、個々の出土備蓄銭においては僅か数枚から十数枚程度しか存在しないのが普通であるから、備蓄銭の最新銭を決定するためには数千から数万枚に及ぶ出土銭貨の全てを精査しなくてはならない。そしてこの点に出土備蓄銭研究における困難が存在する。つまり数千から数万におよぶ出土備蓄銭の全てを銭種ごとに分類、集計するとともに、そのなかで僅か数枚たらずの銭を発見して同定しなければならないのである。このような大量な銭貨の分類処理と微量資料の確認を行わなければならぬところに、備蓄銭研究が停滞せざるをえなかつた一つの原因があつたといえるだろう。

(四) 備蓄銭の出土状況と埋納方法

備蓄銭の性格を考えるうえで重要な情報を提供するのが備蓄銭の出土状況である。従来は甕ないしは壺といった焼きものの容器に納める例が一般的と考えられているが、表1にもみられるように、実際にはさまざまな埋納方法が行われていた。そのうちで注目されるのは木箱に納める方法である。新潟県石臼、長野県下高井などから発見された備蓄銭は、頑丈な木の箱に大量の銭が納めら

れていた。石臼では約一六万枚と約一〇万枚、下高井では分類、同定された錢は約三万枚だが、実際には約一五万枚が出土しており、これからみて木箱に納める方法は、単独の埋納方法としては最も大量の錢を処理する方法であつたことがわかる。

北海道志海苔の約二〇万枚の備蓄錢は、複数の甕に納められていたもので、一つ一つの甕の錢貨量は数万枚の規模であった。この点は兵庫県堂坂でも同様で、ここで七個の甕に合計約一九万枚の錢が納められていた。單独の甕ないしは壺に納めた備蓄錢の枚数は、最も多いもので神奈川県淨智寺境内出土の推定約一八万枚という例が知られている（鎌倉市教育委員会一九八三）。その他、に、多量のものとしては埼玉県和光出土の約九万枚（栗原一九八八）、少ないものでは五千枚前後の例が知られているが、出土後の錢貨の散逸などを考慮すれば、二万一万枚程度が最も一般的な出土量だつたと思われる。

甕、壺、木箱などに収納する方法は、大量の錢貨を隠匿する行為そのもので、しばらくはこの錢を封印する目的を持っていたに違なく、まさに備蓄錢そのものといえる。それにたいして、曲物に納められた備蓄錢はやや性格を異にすると思われる。曲物に納められた備蓄錢は

かなり存在しており、その分布も山形県手藏田（佐藤・矢口一九七七）、布目（佐藤・矢口一九七七）、京都市八条三坊、島根県宮尾（隱岐島後教育委員会一九八四）など全国におよんでいる。このうち八条三坊の二例と宮尾の備蓄錢については、発掘調査が行われており、詳しい出土状況を知ることができる。それによると、錢は一〇〇枚ないし二〇〇枚程度の「さし錢」状態で三千枚から一万六千枚ほどの錢が円形の曲物容器のなかに納められていた。曲物の本体は腐食して殆どその形態を知ることは難しいが、おそらく被せ蓋のようなもので蓋をされていたと思われる。この方法は先の甕、壺、木箱などとくらべて、保存という点では耐久性が劣ることから、長期にわたる隠匿方法ではなかつたとみられる。恐らく日常的に錢を使用する状況が存在し、そのなかで一時的に錢を保管する際にこのような収納方法がとられていたものと思われる。

以上のような事例にくらべると例数は少ないが、いくつかの特異な埋納方法が他に存在していた。青森県十三では、木製のくり抜きの櫃に約二万三千枚の錢が收められており（裕一九六一）、山形県藤島では剝鉢に錢約九千五百枚が納められていた（佐藤・矢口一九七七）。ま

た茨城県那珂でも剝鉢状の容器に約一万枚の錢が入つて
いたと伝えられていたが、これは筆者の実査の結果土器
に納められていたことが判明した。さらに、考古学的に
は確認が困難であるけれども、いくつかの備蓄錢の発見
に際しては、錢が筵ないし「かます」のようなものに包
まれていたと伝えられている例もある。これが事実とす
ると、埋納方法としてはかなり緊急を要する事態で咄嗟
の処理を行つた可能性が考えられる。その点では東京都
葛西城（葛西城址調査会一九八二）、福井県一乗谷（朝
倉氏遺跡資料館一九八八）の井戸底より発見された備蓄
錢は、戦乱の最中におそらく投げ込まれたものと考えら
れ、これはその遺跡の戦乱の記録ないしは落城の記録な
どと結びつけることができれば、備蓄錢の年代を年代決
定錢種以外によつて求めることができになる。一乗谷の
備蓄錢については朝倉氏滅亡の前後に投棄されたものと
推定されており、この年代は備蓄錢に明末の嘉靖通宝
(一五二一年初鋳) が存在する点からみてよく一致して
いる。今後このような実例が増加すれば、備蓄錢の実年
代の比定が容易になると期待される。

備蓄錢の出土状況を詳しくみると、決して单一の
方法のみで埋納されていたのではなく、さまざまな方法

が併用されていたことがわかる。これは当時における錢
貨使用の状況を具体的に示すものとして貴重である。中
世の絵巻物や縁起などに、市場や門前町の店屋の情景が
描かれており、錢屋とみられる「さし錢」が描かれてい
る店もあるが、どの様な錢の収納方法があつたかまでは
わからない。その点で、備蓄錢の出土状況は、当時の錢
の保管形態をしめすものとして興味深い。そしてこれら
の埋納方法が全国的に分布していることは、中世におけ
る錢使用の広がりと均質性を考える上で重要である。

備蓄錢の出土状況と関連して、いま一つ注意を向けて
おきたい点は備蓄錢の出土地そのものである。例えば京
都市八条三坊の備蓄錢は、中世京都の市中にあたるとこ
ろで、土倉などの埋納錢と考えることができるが、全国
の全ての備蓄錢が商業活動と関係した遺跡からのみ発見
されたと考えるわけには行かない。城跡のような場所か
らも発見されており、さらに注目されるのは出土地の近
くに寺や神社が存在したり、それらの境内から出土した
と考えられる例が少なくないことである。

例えば約一六万枚と約一〇万枚の備蓄錢が発見された
新潟県石臼、約二二万枚の備蓄錢が報告されている茨城
県正宗寺、さらには約一九万枚の錢が出土した兵庫県堂

坂、さらには鎌倉市淨智寺出土と伝えられる約一八万枚の備蓄銭など、極めて大量の備蓄銭を出土した遺跡が寺院ないしは寺院と密接に関連する場所に存在していたことは、中世における寺院の持つ経済力が大きかつたことを暗示しているといつてよいだろう。とくに、寺院が合銭と呼ぶ小額の銭を集めて資金を作り、それを運用したとみられる祠堂銭は、徳政の対象にならなかつた点を考へると、寺院跡から出土する備蓄銭は中世における寺院の経済力ないし経済活動の実態を考える上で重要な資料となる可能性がある。この点で備蓄銭出土地の歴史地理的研究が今後必要となろう。

(五) 備蓄銭出土記録の問題

出土備蓄銭の概要をのべるさい最後に指摘しておきたい点は、出土備蓄銭の報告書とその内容の信頼度に関する問題である。すでに紹介してきたように、出土備蓄銭に関する報告は江戸時代以来さまざま人々によつて記録されてきたものであり、その全てが専門家による報告ではない。その点では記録の内容にかなりのばらつきがあるといつてもよい。また、そこに示された銭貨の種類の同定にしても、今日実物が保存されておらず、再検討が不可能になつてゐる備蓄銭も少なくない。さらに、同

一の備蓄銭として報告された銭貨の枚数なども、文献が異なると集計結果の数値が異なつてしまふ例もある。これは記録の誤写と言う問題から、印刷時の校正漏れといつたこと今まで起因しているとみられ、このばあい最初出の文献の伝えるところが常に正しいとは一概に言えない。

本稿において出土備蓄銭の銭種を合計する際には、個々の備蓄銭の報告書に記載され分類された銭種の数値を改めて表計算ソフトを用いて入力しているから、計算そのものの結果は正確を期することができる。それゆえ、本稿においては報告書に記載された出土総枚数と個々の銭種の集計結果とが異なつた場合には、報告書に記載された総枚数ではなく、表計算ソフトに入力した結果えられた銭の枚数を総枚数として認定している。以上の様な点から考えて、出土備蓄銭の分析を行う際には、それぞれの記録の信頼できる範囲を越えないような資料、数值の使いかたを考えると共に、全ての資料に共通するレベルのデータを主として利用するような方法を工夫することが重要である。

四、出土備蓄銭の時期区分

(一) 備蓄銭埋納風習の成立時期

出土備蓄銭の時期区分について考える際にまず取り上げておくべきことは、備蓄銭の風習が何時ごろから行われるようになつたかという問題である。この点に関して注目しておきたい事実は、北宋銭までの錢貨で構成されている備蓄銭の類例が存在しないということである。現在もつとも古い年代を与えられる備蓄銭の錢種組成は、北宋銭と南宋銭とが組み合わさるもので、南宋末期の咸淳元宝（一二六六年初鋤）ないしは皇宋元宝（一二五三年初鋤）までを含む備蓄銭である。したがつて、この組み合わせを持つ備蓄銭の上限年代は一三世紀の中頃以前には遡りえない。この点と北宋銭のみで南宋銭を伴わない備蓄銭が存在しない事実を考え合わせると、一三世紀の中頃以前には備蓄銭の風習が無かつたと考えることも可能である。しかしこのことから一三世紀中頃以前に錢貨の流通が盛んでなかつたと考へるのは早計だろう。一三世紀中頃以前の錢貨使用の状況、とくに北宋銭を中心とした輸入錢貨の問題についてはいくつかの整理が必要である。

備蓄銭における北宋銭と南宋銭との比率は、圧倒的に北宋銭が高く、北宋銭は全備蓄銭の約七八%を占めているのにたいして、南宋銭は約一%程度にすぎない。それは北宋銭であつたはずである。北宋銭はおよそ一〇世紀のなかば過ぎから鑄造が開始され、一二世紀の初頭まで生産が継続した。最も生産量の多かつた皇宋通宝（一〇三九年初鋤）、元豊通宝（一〇七八年初鋤）、熙寧元宝（一〇六八年初鋤）などは、一一世紀の中頃に鑄造されたものである。南宋銭は一二世紀の第二四半期の初めに当たる建炎通宝（一一二七年初鋤）に始まり、一三世紀半ばの咸淳元宝にいたるまで鑄造された。このような状況の下で一三世紀中頃以前の日本における錢貨使用には、次のような可能性が考えられる。

① 北宋銭の輸入は北宋銭鑄造期間（一〇世紀中頃～一二世紀初頭）に平行して行われたが、備蓄銭として大量の錢貨を埋納する風習は、南宋銭の鑄造期間（一二世紀第二四半期～一三世紀中頃）が過ぎ、殆どの南宋銭が日本に輸入され、北宋銭とともに使用されていた一三世紀中頃以降になつて発生した。

② 北宋錢の輸入は北宋錢の铸造期間ではなく、南宋錢の铸造期間中に南宋錢とともに日本に輸入、使用されたあと、一三世紀半ば過ぎ以降になつて備蓄錢として埋納されるようになった。

③ 北宋錢、南宋錢ともに日本に輸入されたのは、南宋錢の铸造期間が終了した一三世紀半ば以降に一括して行われ、流通した。そしてこの時期にそれほど遅れることなく、備蓄錢の風習が生まれた。

①では北宋錢の輸入を最も早く考へることになり、日本の錢貨流通はすでに一〇世紀の中頃から一一世紀にかけては十分に発達していくことになる。②の考へにしたがえば、①とは反対に、一〇世紀から一二世紀の初めくらいまでは、日本における錢貨流通が発達していかつたことになる。③の考へでは日本の錢貨流通が最も遅く開始されたこととなり、しかも開始にともなつて、全国的に急激な備蓄錢の風習の展開があつたことになる。すでに述べたように、備蓄錢の風習の発生時点は咸淳元宝ないし皇宋元宝の初鑄年代である一三世紀半ばよりも遡らせることはできない。しかしそれだからといつて③の考へかたしか採用しえないということではない。問題は北宋錢の日本への輸入の時期と、備蓄錢の風習の発生時期（一二一八四—一二三三三）においては、全国にわたつて七

とをいかに考へるかにある。咸淳元宝や皇宋元宝を最新錢とする最も古い出土備蓄錢の分布は、青森県から福岡県にまでおよんでいるから、備蓄錢の風習が発生した時点においては、すでに全国的規模での錢貨流通が成立していたと考えてよい。そうであれば、錢貨流通の本格的な展開そのものは一三世紀半ごろよりも遡りうることになり、①ないし②の考へかたのいずれかになろう。

この点を文献史料から検討するため、佐々木銀弥による代錢納莊園の全国における分布をみてみると（佐々木一九七二）、一三世紀の半ばまでは北陸一、近畿四、山陰一の僅か六莊園しか存在していないが、一三世紀の後半には東北から九州までの全域に三八か所の代錢納莊園が出現し、一四世紀の前半にはそれが一二六か所にまで増大してくることがわかる。また、玉泉大梁の売券の研究によると（玉泉一九六九）、鎌倉時代の初期（一一八六—一二一九）には畿内二八、南海道一の二九件しか錢による記載がないのに対して、中期（一二二〇—一二八三）になると畿内一七〇、東海道八、南海道五一、山陽道二の二三二件の売券に錢の記載が認められ、米による売券の一倍以上になることがわかる。さらに鎌倉後期（一二一八四—一二三三三）においては、全国にわたつて七

一〇件の売券に錢の記載があるのにたいして、米による記載は二五七件と約三分の一に減少してしまう。両史料における錢貨流通の展開時期には多少のずれがあるものの、一二世紀の前半に全国的規模での錢貨流通の萌芽を認めることができる。このようにみてくると、先の②の考えかたが最も蓋然性が高いことになろう。

(二) 出土備蓄錢の時期区分

備蓄錢の風習の始まりと本格的な錢貨流通の開始時期を以上のように考えたうえで、あらためて出土備蓄錢の時期区分についてとりあげる。すでに述べたように、

年代決定にはそれぞれの備蓄錢に含まれている最新錢の初鑄年代によって示される上限年代を利用する。表2に示した最新錢から、南宋の咸淳元宝ないし皇宋元宝をもつものを一期として最古の備蓄錢とする。次に元の至大通宝（一三一〇年初鑄）を最新錢とする備蓄錢を二期とする。以下同様の考え方で、明の洪武通宝（一三六八年初鑄）をもつものを三期、同じく永樂通宝（一四〇八年初鑄）を最新錢とするものを四期、李朝の朝鮮通宝（一四二三年初鑄）をもつものを五期、明の宣德通宝（一四三三年初鑄）をもつものを六期、琉球王朝の世高通宝（一四四六年頃初鑄）、同じく大世通宝（一四五七年頃初鑄）ないしは一五世紀の中頃までに鋳造された安南王朝の錢貨（大和通宝、延寧通宝など）などのいずれかを最新錢とする備蓄錢を七期、明の弘治通宝（一四八八年年初鑄）、同じく嘉靖通宝（一五一二年初鑄）、さらに洪順通宝、光順通宝、洪徳通宝、景統通宝など一五世紀の後半に鋳造された安南王朝の諸錢、琉球王朝の金円世宝（一四七〇年頃初鑄）といった錢のいずれかを伴う備蓄錢を八期として最末期におく。備蓄錢の中には寛永通宝ないし清朝の錢貨をともなうものが僅かに存在するが、これらについては今回はとりあげない。

これらの時期区分は初鑄年代にもとづく時間的序列として累積しており、暦年代にそのまま換算することについてはなお検討を要するにしても、それぞれの時期の順序の逆転は初鑄年と言う実年代があるかぎりありえない。したがって次に問題となるのはこれら一～八期の時期を実年代といかに相關させるかということである。この点で幾つかの備蓄錢自身に実年代を求める手掛かりがあることに注目したい。まず二期の備蓄錢だが、これと全く同一の錢種組成をもつものに新安沖海底の難破船から発見された約八〇〇万枚におよぶといわれる錢貨がある（尹武炳一九八三、李昶根・姜大一九八九）。これら八〇

○万枚の全てが分類・同定されたわけではないが、報告書によると最新銭は至大通宝で、さらに注目されるのは同時に採集されている木簡の年代に元の英宗の至治三年（一二三二年）の年号をもつものがあり、この点からみて二期の備蓄銭の実年代の範囲が一四世紀第二四半期を前後するころに求められる可能性が高い。この実年代は二期に先行する一期の備蓄銭が示す上限年代とも矛盾しない。これを認めるとすれば、一期の備蓄銭の実年代は一三世紀の第四四半期を前後する期間となろう。

次に備蓄銭の時期区分の最末期にあたる八期の実年代について考えると、この中には福井県一乗谷遺跡の朝倉氏居館跡内の井戸底から出土した例がある（一乗谷SE三四一九）。この銭については正しくは備蓄銭という名称を与えるべきではなく、戦乱の混乱に乗じて咄嗟に投棄されたものと考えられるが、銭種構成の割合などは他の備蓄銭とほぼ同一である。報告書によるところの錢貨は信長・家康連合軍の越前攻略（一五七三年）による落城前後に井戸そのものが廃絶したと考えられているので、この井戸底から出土した約一万六千枚の銭は一六世紀第三四半期を中心とした実年代を与えることができる（福井県立朝倉氏遺跡資料館一九八八）。この銭の銭種組成

は備蓄銭として発見されている他の同時期の銭種組成と比べて、永楽通宝が少ないという点を除けばおおよそ一致しているから、八期の備蓄銭は同様の実年代をもつものと考えられる。同じ様な井戸底からの一括出土例としては、東京都葛西城八三号井戸から発見された約四千七百枚の銭貨がある。宣徳通宝を最新銭としており六期に属するが、この備蓄銭の実年代については特定する史料、考古学的証拠が存在しない。報告者は一五世紀の後半以降の埋納と考へており、これは筆者の推定実年代とおおよそ一致している（葛西城址調査会一九八三）。

（三）時期区分と実年代との相関

以上のような実年代と結び付けられる出土例にもとづいて、出土備蓄銭の時期区分におおよその実年代を与えて对照させたものが表3である。それによると、一期を一三世紀後半の第四四半期中心、二期を一四世紀の第二四半期中心、三期を一四世紀の第四四半期中心、四期を一五世紀の第二四半期中心、五期を一五世紀第三四半期中心、六期を一五世紀第四四半期～一六世紀第一四半期第三四半期中心にそれぞれ対応させることができる。この実年代比定は現状における一つの試みであって、絶対

表3 出土備蓄銭の時期区分と実年代

世紀	14世紀				15世紀				16世紀				
	四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
備蓄銭1期	---												
〃 2期		---											
〃 3期			---										
〃 4期				---									
〃 5期					---								
〃 6期						---							
〃 7期							---						
〃 8期								---					

この表に示された備蓄銭の時期と実年代との関係は、絶対的なものではなく、今日までに知られている出土状況と文献史料によって求められる年代観とを結びつけたものである。それぞれの時期は最新銭の初鋸年代によって上限が定められるが、それと実際の年代とがかなり掛け離れる場合も生じている。この点が備蓄銭の実年代を考えるとき問題となるところである。将来新しい事実の発見などにより、より詳細な実年代との関係を明らかにしたい。

この一～八期の序列は、先にも述べたようにそれぞれの最新銭の初鋸年という上限年代によって定められており、新しい時期の挿入や細分は起こりえても時期の逆転は起こらない。出土備蓄銭の年代決定を行う際に注意しなければならないのは、このような一つの異なった編年にたいする考え方を使い分けなければならない点にある。また、備蓄銭の年代を問題にするときには、特別な場合を除いて、個々の備蓄銭の年代を問題にしているのではなく、一定の銭種組成を共有し、一定の時間的な幅の中でまとめる、一群の備蓄銭なのだとという点もはつきりさせておく必要がある。特定の備蓄銭が実年代と極めて正確に対応させることができたとしても、それはむしろ例外的な場合であって、それによつて同一時期の他の備蓄銭が全てその実年代と同一になることを意味的なものではない。新しく発見される出土備蓄銭に伴つて、より有効な実年代の指標が得られれば、当然改訂されることになろう。ただしそのさい断つておきたいことは、その改訂は備蓄銭の時期区分と実年代との結び付けかたの改訂であつて、一期から八期までの備蓄銭の時期区分そのものの時間的序列までも改められるものではない。

この一～八期の序列は、先にも述べたようにそれぞれの最新銭の初鋸年という上限年代によって定められており、新しい時期の挿入や細分は起こりえても時期の逆転は起こらない。出土備蓄銭の年代決定を行う際に注意しなければならないのは、このような一つの異なった編年にたいする考え方を使い分けなければならない点にある。また、備蓄銭の年代を問題にするときには、特別な場合を除いて、個々の備蓄銭の年代を問題にしているのではなく、一定の銭種組成を共有し、一定の時間的な幅の中でまとめる、一群の備蓄銭なのだという点もはつきりさせておく必要がある。特定の備蓄銭が実年代と極めて正確に対応させることができたとしても、それはむしろ例外的な場合であって、それによつて同一時期の他の備蓄銭が全てその実年代と同一になることを意味的ものではない。新しく発見される出土備蓄銭に伴つて、より有効な実年代の指標が得られれば、当然改訂されることになろう。ただしそのさい断つておきたいことは、その改訂は備蓄銭の時期区分と実年代との結び付けかたの改訂であつて、一期から八期までの備蓄銭の時期区分そのものの時間的序列までも改められるものではない。

するものではない。これらは中世史との接点を問題とするときに留意すべき点といわねばならない。

(四) 各時期の備蓄銭の分布とその特徴

出土備蓄銭の編年と実年代の対比について以上のように限定を設けたうえで、出土備蓄銭の歴史的動態についてとりあげることにする。まずそれぞれの時期における全国的な分布状態を検討する。これはそれぞれの時期が一つの時間的区分をもつだけでなく、空間的区分をも併せ持つてゐるかどうかを検討することをどうして、錢貨流通の実態をより確実に復元しようと考えるからである。まず一期の備蓄銭の分布をみると、北は青森県から福岡県にいたる一四府県から発見されており、きわめて安定した分布を示している。出土する錢貨の枚数をみると、最も多い例は埼玉県屈巣の約二万六千枚で、広島県草戸千軒の約一万二千枚が次いで多い。それ以外は約三千枚から八千枚程度で、それほど飛び抜けて大量の錢貨が出土地する例は存在しない。埋納方法についてはすでに曲物（山形県手蔵田）、甕（埼玉県屈巣、神奈川県大町小学校）、合わせ甕（広島県草戸千軒）など、変化に富んだ方法がみとめられる。これらからみて、一期の備蓄銭はすでに各種の埋納方法が確立されており、最も初期の備

蓄銭として一期よりも先行する事例が将来発見される可能性を示唆するものである。

二期の備蓄銭の分布は一期以上に安定しており、北は青森県から南は福岡県にいたる一六府県から合計二三例が発見されている。日本以外の例になるが、韓国新安沖海底より発見された八〇〇万枚の錢もこの時期に含まれる内容を持っている。これらのなかでは京都市八条三坊出土の一例の備蓄銭がきわめてよく調査されており、埋納方法、錢種構成さらには「ひとさし」の錢の内容に至るまで詳しく知ることができる（京都文化財団一九八八）。両者とも枚数は約一万四千枚（P一三四）と一万六千枚（P一六〇）でほぼ等しく、埋納方法も曲物で共通している。また錢種構成も六〇種と六一種、ひとさしに含まれる錢種の割合や組成もほとんど同一である。恐らく中世京都の土倉に關係する備蓄銭であったと考えられる。最も大量の錢を有する例は徳島県大里の約七万枚で、埼玉県全昌寺の約二万六千枚がこれにつぐ。一万枚を越えるものは新潟県塩沢（約一万四千枚）、長野県早稻田（約一万一千枚）、青森県猿賀（約一万枚）などがあり、一期よりも増加してくる。備蓄銭の風習が各地に定着していく過程を示すものであろう。

三期になつて初めて北海道から備蓄銭が発見されるようになる。一九六八年に函館市の郊外にあたる志海苔から発見された合計約三七万枚の備蓄銭は、今日に至るまで単独の遺跡から発見された最多の例である。実際には複数の甕に納められていたが、これと同様な方法は一九四八二五枚の錢が出土した兵庫県堂坂の備蓄銭（四期）にも認められ、一つの埋納方法であつたことがわかる（宝塚市教育委員会一九七七）。さらにこの時期の備蓄銭で注目されるのは、長野県下高井例にみられるよう

な、木箱に大量の錢を収納する方法が行われるようになることである（日比野一九七一）。下高井の備蓄銭は分類、同定された錢は約三万枚だが、実際には約一五万枚ほど出土しており、これは五期の新潟県石白の備蓄銭に匹敵する量である。石白でも頑丈な木箱が用いられており、これはきわめて大量の錢を納める方法として二期になつて出現してきた新しい方法と考えられる。このようにみてくると、三期の備蓄銭は例数が八例しか存在しておらず、またその分布も東日本に集中しているという問題があるものの、極めて注目すべき現象が現れてきた時期と考えられる。例数の少ないことから独立した時期を設けることに疑問視する向きもあるかもしれないが、以

上述べたような注目すべき事象の存在からみて、備蓄銭編年における重要な時期として設定しておきたい（注二）。

四期の備蓄銭の基本的な特徴は三期のそれを引き継いでいるが、その分布は青森県から大分県にまで拡大し、発見例も一五に増加している。この時期の備蓄銭も三期と同様に錢の大量集中が認められ、先に紹介した兵庫県堂坂の約一九万枚、神奈川県淨智寺の推定約一八万枚が知られている。その他に静岡県北山（約三万一千枚）、東京都多摩ニュータウン（約二万七千枚）、大分県犬飼（約一万四千枚）、群馬県中野（約一万三千枚）などがある。このような傾向は五期になるとさらに強まり、茨城県正宗寺の約二三万枚、新潟県石白の約一六万枚と一〇万枚、福岡県久原の約九万四千枚、これに未発表資料だが福岡県仲原例は分類、同定されなかつた錢貨が約六万枚ほど存在していることを加えると（桜木一九九一）、全国的に大量の錢貨を伴う備蓄銭が発見されていることがわかる。

一期、二期に比べて錢貨の量が増大した原因が、三期以降に日本にもたらされるようになつた洪武通宝、永樂通宝などの明錢の大量輸入によると考えやすいのだが、以

この考えは三期の備蓄銭の銭種組成を検討すると支持できない。この点は次の備蓄銭の銭種組成の分析において詳しく述べるが、これらの明銭の備蓄銭中における割合は、北海道志海苔と茨城県正宗寺ではともに一%以下、新潟県石臼では一三%前後、福岡県久原では一七%程度であつて、決して極端に多いわけではない。換言すれば、数十万枚におよぶ大量の銭のほとんどは、従来から用いられてきた北宋銭を中心なのであつて、明銭の輸入が大量の銭貨をもつ備蓄銭の出現を可能にしたのではないといふ点をとくに強調しておきたい。この点は室町幕府の明銭輸入の独占ということの評価ともかかわる重要な問題である。

以上の点から考えて、三期～五期の備蓄銭に大量の銭貨が集中するようになつた原因は明銭の輸入ではなく、当時中国で一般的に用いられていた北宋銭が大量に輸入され、備蓄されるようになつたことによるものである。当時の交易船の積み荷のなかに記載されている銭の多くは、新安沖海底から発見された錢と同じく、北宋銭中心の組成だつたに違いない。したがつて、三期から五期にかけての備蓄銭に他の時期の備蓄銭にはみられない大量の銭貨の集中がみられる理由は、当時の国内における経

済事情に原因があると考えざるをえない。三期から五期の実年代は一四世紀第四四半期から一五世紀第三四半期に相当すると考えられ、大局的には一五世紀を中心とするところと考えて大きな誤りはないだろう。この期間に日本の中世経済史上にどのような銭貨需要が生じた結果、本の中世経済史上にどのような銭貨需要が生じた結果、このような大量の備蓄銭が出現することになったのかは、今後の興味ある検討課題となるだろうが、これらの備蓄銭が全国的な分布を持つてゐるところからみて、この現象は地域的、局部的現象ではなく、中世日本における全般的な貨幣経済の進展と結びついていたに違いない。

六期の備蓄銭の分布は青森県から福岡県までの三五遺跡におよび、きわめて安定している。最も大量の銭貨をもつものは埼玉県和光の約九万三千枚で、次いで福岡県若宮の約四万枚があるが、一万枚を越える備蓄銭は埼玉県玉井（約一万五千枚）、東京都王子（約一万二千枚）、新潟県中之島（約一万五千枚）、京都府寺町（約一万二千枚）、山口県下右田（約一万三千枚）、石川県鹿島（約一万一千枚）しか存在せず、残りの一七例の備蓄銭は一萬枚以下の銭貨量である。これは先の三～五期の状況ときわめて対照的である。さらに一時期あたりの備蓄銭出土遺跡数が最も多いことと考へると、考古学的な

考えかたをすればこの時期が他の時期に比べて長期にわたって継続した可能性を考えたくなる。しかし、銭貨の備蓄という経済現象を考える場合には、三～五期にくらべて小規模の銭の備蓄が各地で盛んに行われた結果としても、このような状況が発生したことを考慮すべきである。そのように考えるならば、六期は三～五期とはまた異なるった貨幣使用の状態が考えられることになろう。

七期の備蓄銭は群馬県から鹿児島県にいたる一遺跡から発見されており、例数は少ないが分布の範囲はそれほど狭くはない。鹿児島県老神の約一万八千枚が最も大

量で（注三）、一万枚を越える備蓄銭は群馬県伊勢崎（約一万四千枚）、茨城県那珂（約一万枚）、徳島県長生（約二万六千枚）の三例のみとなり、六期の小規模な備蓄銭の一般化という現象を引き継いでいることがわかる。七期の実年代が一六世紀の第二四半期を中心に考えられる点から、全国的な銭貨不足、撰銭令の強化といった状況が反映されている可能性もあるが、この検討は将来に委ねたい。最終末の八期の備蓄銭も基本的性格は七期と同様で、茨城県から宮崎県にいたる範囲に分布している。佐賀県江北の約二万枚が最多の例で、一万枚をこえる備蓄銭は福井県一乗谷（約一万六千枚）のみである。八期

の備蓄銭は六例しか発見されておらず、量的には一つの時期を形成するには不足しているようにみえるが、分布範囲は広く、その銭種組成の内容をみると永楽通宝が九〇%以上を占める長崎県壱岐郷の浦（約四千枚）、反対に永楽通宝がきわめて少量しか存在しない福井県一乗谷など極めて特色ある備蓄銭が存在しており、永楽通宝の動きが極端な形を取る点で、明らかに中世最末期の備蓄銭としての独立した時期を形成する特徴が認められる。

五、出土備蓄銭の銭種組成

（一）全備蓄銭の銭種組成とその数量比

出土備蓄銭を構成する銭種は最も多い例で北海道志海苔の九三種、最小の例は長崎県壱岐郷の浦の一七種だが、平均的には四〇～六〇種である。個々の備蓄銭の銭種構成は必ずしも同一というわけではないが、多くの備蓄銭に共通し量的にも安定している銭種と、特定の時期に量的に変動する銭種とがある。そのような備蓄銭の銭種組成の時期による量的変化を明らかにするには、まず全備蓄銭の銭種構成の数量比を明らかにする必要がある。表4はそのような目的のために作成されたもので、全出土

表4 出土備蓄銭銭種総順位 (上位40位)

順 位	銭 種	枚 数	%	備 考
1位	皇宋通宝	265,807	11.7	北宋1039年初鑄
2位	元豐通宝	251,855	11.1	北宋1078年初鑄
3位	熙寧元宝	200,557	8.8	北宋1068年初鑄
4位	元祐通宝	182,879	8.0	北宋1086年初鑄
5位	開元通宝	170,690	7.5	唐 621年初鑄
6位	永樂通宝	113,882	5.0	明 1408年初鑄
7位	天聖元宝	103,966	4.6	北宋1023年初鑄
8位	紹聖元宝	87,441	3.8	北宋1094年初鑄
9位	政和通宝	83,083	3.6	北宋1111年初鑄
10位	聖宋元宝	80,740	3.5	北宋1101年初鑄
11位	祥符元宝	49,674	2.2	北宋1008年初鑄
12位	景德元宝	47,916	2.1	北宋1044年初鑄
13位	天禧通宝	46,563	2.0	北宋1017年初鑄
14位	洪武通宝	46,071	2.0	明 1368年初鑄
15位	嘉祐通宝	44,530	2.0	北宋1056年初鑄
16位	祥符通宝	38,834	1.7	北宋1009年初鑄
17位	咸平元宝	36,726	1.6	北宋 998年初鑄
18位	治平元宝	35,503	1.6	北宋1064年初鑄
19位	至道元宝	34,340	1.5	北宋 995年初鑄
20位	元符通宝	31,478	1.4	北宋1098年初鑄
21位	景祐元宝	29,956	1.3	北宋1034年初鑄
22位	嘉祐元宝	26,450	1.2	北宋1056年初鑄
23位	大觀通宝	24,434	1.1	北宋1107年初鑄
24位	至和元宝	24,073	1.1	北宋1054年初鑄
25位	淳化元宝	18,528	0.8	北宋 990年初鑄
26位	太平通宝	18,059	0.8	北宋 976年初鑄
27位	治平通宝	11,433	0.5	北宋1064年初鑄
28位	淳熙元宝	10,330	0.5	南宋1174年初鑄
29位	明道元宝	10,010	0.4	北宋1023年初鑄
30位	嘉定通宝	7,857	0.3	南宋1208年初鑄
31位	乾元重宝	7,631	0.3	唐 759年初鑄
32位	宋元通宝	7,239	0.3	北宋 960年初鑄
33位	宣和通宝	6,931	0.3	北宋1119年初鑄
34位	至和通宝	6,597	0.3	北宋1054年初鑄
35位	慶元通宝	4,339	0.2	南宋1195年初鑄
36位	紹熙元宝	2,998	0.1	南宋1190年初鑄
37位	正隆元宝	2,987	0.1	金 1158年初鑄
38位	宣德通宝	2,970	0.1	明 1433年初鑄
39位	紹定通宝	2,925	0.1	南宋1228年初鑄
40位	朝鮮通宝	2,616	0.1	李朝1423年初鑄
40位までの銭種合計枚数		2,180,898	95.7	
40位以下の銭種合計枚数		98,912	4.3	分類不可72,946枚(3.2%)
総 合 計		2,279,810	100.0	

して四〇位まで示したものである。

この備蓄銭銭種総順位表でまず指摘できることは、銭貨総量に占める北宋銭の圧倒的優勢である。一位は皇宋通宝の約二六万枚、二位は元豊通宝の約二五万枚といった数値にみられるように、上位一〇位までのうち北宋銭ではない銭は、五位の開元通宝（唐銭約一七万枚）、六位の永楽通宝（明銭約一一万枚）の一一種にすぎず、上位二〇位までには一四位に明銭の洪武通宝（約四万六千枚）一種が加わるのみで、残りの一七種七八%が全て北宋銭で占められている。これにたいして南宋銭は極めて僅かで、最も多い銭種でも二八位の淳熙元宝（約一万三百枚）で、以下三〇位の嘉定通宝（約七千八百枚）、三五位の慶元通宝（約四千三百枚）、三六位の紹熙元宝（約三千枚）、三九位の紹定通宝（約三千枚）の五種が存在するにすぎない。

表4でいま一つ注目しておくべき点は、備蓄銭総量における明銭の占める割合がそれほど多くないことである。中世日本で最も好まれた銭貨であつたといわれる永楽通宝の総量は約一万枚で、これは全備蓄銭の約五・〇%にすぎない。これに同じ明銭である洪武通宝（約四万六千枚）と宣徳通宝（約三千枚）を加えたとしても、明銭

の総量は約一六万枚で全備蓄銭の約七%程度にしか過ぎない。したがつて、中世において実質的な銭貨流通の中心は北宋銭なのであって、交易その他によつて日本にもたらされた銭貨の殆どは北宋銭であつたと考えなければならぬ。この点は、室町幕府の銭貨輸入、撰銭令の実態、精銭の内容、さらには初期徳川幕府の永楽通宝流通禁止令といった、中世から近世初頭にかけての貨幣経済上の諸問題を考えるとき、基本的な事実として考慮されるべきである。

表4に示された四〇種までの銭の合計は約一一八万枚だが、これは全出土備蓄銭約二二八万枚の九五%以上におよんでいる。これは全備蓄銭の銭種の上位四〇位までに、量的に主要な銭のほとんどが含まれてしまうことを意味している。そのうちで特に量的に重要な銭種は実際には上位二〇位までであるといえよう。一位から二〇位までの銭種の合計約一九五万枚は全備蓄銭の枚数の八五%以上を占めているからである。したがつて、この上位二〇位までの銭種を今後備蓄銭を構成する主要銭種ないし上位二〇種と呼び、備蓄銭銭種構成の数量的分析をおこなうさいの基本銭種として用いることにする。

以上の点と関連して、このような数量上の順位がいか

なる理由によつて生じたのかについても一応の筆者の見解を示しておこうと思う。まずこの各銭貨の数量の差は何を意味しているかという点である。筆者は端的にこれは中国におけるそれぞれの銭貨鑄造量の差であると考えている。古銭学の分野においては、日本において中国銭が模鋳ないし私鋳された可能性があることにもとづいて、備蓄銭の銭種組成比率がそのまま中国において流通していた銭貨群の内容を示すか否かについて、疑問視する向きもあるようである。しかし、この上位四〇種の銭種総順位表にみられるように、日本で最も模鋳ないし私鋳される可能性のあつた永楽通宝や洪武通宝でさえ、全体の約七%程度の量しか存在していなかつた。また、日本における私鋳、模鋳銭を鑄造した証拠となる鋳型も京都、鎌倉の両市内から一例ずつ出土しているけれども、それらが当時の流通銭貨の総量に大きな影響を与えたとは考えられない。したがつて筆者は日本中世における私鋳、模鋳銭の鑄造能力そのものを、それほど高く評価することはできないと考えている。このことは後段で撰銭令の問題を考察する際の重要なポイントになるであろう。

以上の様な分析結果においてとくに注目すべき事実として、備蓄銭の主要銭種がほぼ五〇種以内に限られる点

を指摘しておきたい。備蓄銭を構成する全銭種は一〇〇種以上存在するが、そのうちの九六%以上は上位五〇種までの銭種で占められている。これは日本の中世にはさまざまな銭が流通していたけれども、流通の主体となる量的に安定して存在する銭は約四〇～五〇種程度であつたことを示すものである。さきに一万枚以上の備蓄銭において安定して存在する銭種が四〇～五〇種台までであつたことを指摘したが、この事実は備蓄銭総量のなかでも確認できるのである。このようにみてくると、小田原後北条氏が「上銭者四十銭五十銭有之、能々撰つらぬき」と指示しているのは（永祿七年品川南北代官百姓中て虎の印判状）、経験的ではあるにせよ当時の銭貨流通の実態を極めて的確に把握していたことを物語つてゐるとともに、出土備蓄銭が中世の文献史料にみられる精銭そのものであることを示す有力な証拠と考えられる。

（二）上位一〇種銭種組成の分析

以上のように備蓄銭を構成する銭種組成の数量比を概観したうえで、全備蓄銭のなかで安定して存在する上位二〇種の銭を用いて、個々の備蓄銭の銭種組成を数量的に分析・比較し、備蓄銭の内容が当時の銭貨流通をどの程度反映していたのかを明らかにしたい。表5は一〇〇

表5 出土備蓄錢上位20種錢種組成

県番号	県名	遺跡名	時期	皇宋通宝	元豐通宝	熙寧元宝	元祐通宝	開元通宝	永樂通寶	天聖元宝	紹聖元宝	政和通宝	聖宋元宝	祥符元宝	景德元宝	天禧通宝	洪武通宝	嘉祐通宝	咸平元宝	治平元宝	元符通宝	(%)	総枚数	
2	8	青森県	吉野山	1位13.0	2位11.2	3位10.0	4位9.6	5位9.4	6位4.5	7位4.3	8位3.8	9位3.7	11位2.4	12位2.3	13位2.0	10位2.5	11位1.5	14位1.7	17位1.5	18位1.6	16位1.6	94.8	5585	
3	6	福島県	磐梯町	1位13.5	2位11.5	3位9.6	4位9.4	5位9.4	6位4.8	7位4.5	8位4.3	9位4.3	10位2.4	11位2.3	12位2.0	13位1.7	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.6	18位1.6	19位1.6	86.6	3136
4	13	福島県	伊達市	1位13.4	2位13.3	3位10.7	4位9.5	5位7.4	6位5.4	7位4.3	8位4.3	9位6.7	10位3.4	11位2.8	12位2.8	13位2.2	14位1.5	15位1.5	16位2.1	17位1.5	18位1.7	19位1.3	87.1	4212
5	11	福島県	大塙町	1位12.2	2位12.1	3位9.8	4位9.2	5位8.5	6位4.9	7位4.3	8位4.3	9位7.4	10位3.7	11位2.8	12位2.8	13位2.5	14位2.2	15位2.1	16位1.7	17位1.5	18位1.5	19位1.5	84.4	6144
6	14	福島県	神埼川村	1位13.6	2位13.2	3位10.6	4位10.3	5位6.4	6位5.3	7位4.7	8位4.7	9位9.3	10位3.9	11位2.8	12位2.5	13位2.3	14位2.2	15位1.7	16位1.9	17位1.7	18位1.5	19位1.4	87.9	3608
7	15	福島県	阿賀町	1位10.8	2位12.7	3位10.6	4位8.8	5位8.7	6位4.8	7位4.1	8位4.1	9位7.4	10位3.6	11位2.3	12位2.3	13位2.0	14位2.2	15位1.8	16位1.9	17位1.9	18位1.8	19位1.4	*72.5	3737
8	16	福島県	阿賀町	1位2.6	4位2.3	3位2.3	4位2.3	5位8.4	6位5.5	7位4.4	8位3.8	9位6.7	10位1.3	11位0.9	12位0.9	13位0.9	14位0.9	15位0.9	16位0.9	17位0.9	18位0.9	19位0.9	*80.0	2714
9	17	福島県	阿賀町	1位5.6	2位6.2	3位6.2	4位5.5	5位9.8	6位5.8	7位4.8	8位4.0	9位7.4	10位1.9	11位1.6	12位1.6	13位1.2	14位1.2	15位0.7	16位0.7	17位0.8	18位0.8	19位0.9	*46.3	7402
10	21	福島県	阿賀町	1位13.9	2位12.0	3位9.2	4位9.2	5位8.6	6位5.1	7位4.8	8位4.0	9位7.4	10位2.8	11位2.5	12位2.1	13位1.7	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.5	19位1.5	87.6	12589
11	32	福島県	阿賀町	1位13.4	2位12.0	3位9.0	4位9.2	5位8.4	6位5.0	7位4.8	8位4.0	9位7.4	10位2.6	11位2.0	12位1.6	13位1.6	14位1.6	15位1.6	16位1.6	17位1.4	18位1.5	19位1.5	*72.5	4081
12	33	福島県	白山城	1位11.0	2位9.0	3位7.2	4位7.9	5位8.5	6位4.4	7位4.7	8位3.8	9位7.1	10位3.3	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.6	15位1.4	16位1.4	17位1.4	18位1.3	19位1.3	87.2	12589
13	37	福島県	白山城	1位12.7	2位11.6	3位9.3	4位9.1	5位9.1	6位4.8	7位4.3	8位4.3	9位7.4	10位2.5	11位2.2	12位2.2	13位2.1	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	86.8	15745
14	40	福島県	白山城	1位12.7	2位11.6	3位9.3	4位9.1	5位9.1	6位4.8	7位4.3	8位4.3	9位7.4	10位2.5	11位2.2	12位2.2	13位2.1	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	86.8	15745
15	6	青森県	乳井貢	1位11.8	2位11.4	3位8.2	4位8.5	5位8.5	6位4.9	7位4.4	8位4.2	9位3.7	10位2.6	11位2.3	12位2.3	13位2.1	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	83.7	5471
16	7	青森県	太田原	1位13.7	2位12.4	3位9.8	4位9.2	5位8.8	6位4.9	7位4.2	8位3.9	9位3.4	10位2.8	11位2.3	12位2.3	13位2.1	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	86.5	4659
17	8	青森県	水城	1位13.5	2位11.3	3位8.7	4位8.2	5位8.2	6位4.5	7位4.8	8位4.4	9位3.7	10位2.7	11位2.4	12位2.4	13位2.2	14位1.8	15位1.8	16位1.8	17位1.8	18位1.8	19位1.8	87.7	6801
18	9	青森県	水城	1位7.7	2位7.7	3位5.7	4位5.7	5位4.5	6位3.2	7位7.2	8位7.7	9位7.7	10位1.7	11位0.7	12位0.7	13位1.2	14位1.2	15位1.0	16位1.0	17位0.9	18位0.9	19位0.9	*44.7	1200
19	10	青森県	水城	1位13.9	2位13.0	3位10.1	4位9.3	5位8.4	6位5.0	7位5.7	8位4.0	9位3.7	10位2.6	11位2.1	12位2.1	13位2.1	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	85.9	3404
20	11	青森県	水城	1位12.3	2位10.2	3位8.9	4位8.1	5位7.1	6位4.2	7位3.9	8位3.4	9位3.4	10位2.0	11位1.6	12位1.6	13位1.6	14位1.6	15位1.6	16位1.6	17位1.6	18位1.6	19位1.6	*75.2	1125
21	12	青森県	水城	1位12.6	2位10.7	3位9.3	4位8.4	5位7.4	6位4.5	7位4.2	8位4.2	9位3.7	10位2.6	11位2.1	12位2.1	13位2.1	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
22	13	青森県	水城	1位12.9	2位12.4	3位9.9	4位10.4	5位9.9	6位5.5	7位5.5	8位4.3	9位4.1	10位2.4	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
23	14	青森県	水城	1位12.8	2位12.8	3位12.9	4位10.4	5位9.9	6位5.5	7位5.5	8位4.3	9位4.1	10位2.4	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
24	15	青森県	水城	1位13.0	2位11.5	3位10.0	4位9.3	5位8.5	6位5.5	7位5.5	8位4.3	9位4.1	10位2.4	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
25	16	青森県	水城	1位13.3	2位12.1	3位9.3	4位8.5	5位8.6	6位5.0	7位4.9	8位4.2	9位3.9	10位2.5	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
26	17	青森県	水城	1位13.4	2位11.7	3位9.7	4位9.0	5位8.5	6位5.2	7位5.2	8位4.3	9位3.9	10位2.5	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
27	18	青森県	水城	1位12.5	2位12.5	3位12.3	4位10.0	5位9.0	6位5.5	7位5.5	8位4.3	9位3.9	10位2.5	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
28	19	青森県	水城	1位12.9	2位11.8	3位10.3	4位9.3	5位8.5	6位5.1	7位5.1	8位4.1	9位3.7	10位2.5	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
29	20	青森県	水城	1位13.7	2位12.0	3位10.7	4位9.5	5位8.5	6位5.1	7位5.1	8位4.1	9位3.7	10位2.5	11位2.2	12位2.2	13位2.0	14位1.7	15位1.7	16位1.7	17位1.7	18位1.7	19位1.7	87.2	1484
30	21	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
31	22	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
32	23	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
33	24	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
34	25	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
35	26	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
36	27	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
37	28	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
38	29	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
39	30	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
40	31	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
41	32	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
42	33	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
43	34	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
44	35	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
45	36	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
46	37	青森県	水城	1位12.9	2位11.7	3位10.3	4位9.0	5位8.5	6位4.7	7位4.7	8位3.8	9位3.4	10位2.2	11位1.9	12位1.7	13位1.5	14位1.5	15位1.5	16位1.5	17位1.5	18位1.5	19位1.5	87.2	1484
47	38																							

○枚以上の錢貨量をもつ備蓄銭一一九例について、以下のような考え方たに従つて分析を行つた結果をまとめたものである。

① まず横方向には、先に述べた備蓄銭錢種總順位で上位二〇位までの主要錢種名を枚数の多い順に配列する。

② 次に個々の出土備蓄銭を時期、地方順に縦方向に配列し、それぞれの備蓄銭の錢種の存在量を%で表示し、①の主要錢種の該当欄に記入する。

③ ②の記入を行うさいに、それぞれの備蓄銭の錢種が、その備蓄銭のなかで持つていた量的順位を、一位、二位というように%表示の前につけておく。

④ 空欄となつてているのは、その備蓄銭において該当する錢種が存在していないか（例えば一期、二期における明銭）、その順位が二一位以下である場合である。

⑤ このようにして記入された個々の備蓄銭の錢種の各々のパーセンテージを合計して%の欄に示す。

この欄に*印のあるものは、備蓄銭の分類結果に分類不可能な銭が多数存在しているものを表している。これは先に示した表1の備考欄の*印の注

記と対応している（注四）。

この備蓄銭上位二〇種組成表からそれぞれの備蓄銭の錢種組成をみてみると、例えば最も時期的に古く、かつ日本の北端に位置していた青森県館山の備蓄銭（県一遺跡番号二一八以下このように表記）では、五五八五枚の備蓄銭のうち、一位をしめるのは皇宋通宝の一三・〇%で、以下二位元豊通宝一一・二%、三位熙寧元宝一〇・〇%と続き、全体として備蓄銭の總順位とよく一致していることがわかるだろう。もつとも、この時期には存在していない永樂通宝や洪武通宝の欄は空欄となるのは当然で、そのほか一二位の景德元宝以下では備蓄銭の總順位と少し食い違う順位があるにはある。しかし全体としてみたとき青森県館山の備蓄銭のもつ錢種の順位と、備蓄銭全体の總順位とが極めてよく相関していることが理解できる。

さらにこの備蓄銭上位二〇種組成表は、極端に枚数の異なる備蓄銭間での比較を容易にする。例えば最も多い約三〇万枚の錢貨を出土した北海道志海苔（一一一）と、その百分の一以下の錢貨量である二五一一枚の錢貨しか存在しない愛媛県九和（三八一）とを比較すると、一位の皇宋通宝、二位の元豊通宝は共に同順位でかつその

パーセンテージも、きわめてよく一致していることがわかる。また三位以下の銭種についてみても、相互の順位が若干前後することがあるものの、そのパーセンテージそのものは全体として良く一致している。極端に枚数のかけ離れた備蓄銭どうしを比較する際には、どうしてもそれぞれの備蓄銭の持つ数値の絶対値に引きずられてしまいがちであるが、このように組成順位をパーセンテージで標準化してやることにより合理的な比較が可能となるのである。

この志海苔と九和の備蓄銭にみられる銭種組成の一致は、備蓄銭の分析結果におけるもう一つの重要な事実を指摘している。すなわち、北海道と愛媛県という、当時における備蓄銭の分布の両端に位置するような、遠隔の備蓄銭どうしの内容が究めてよく一致しているという点である。このような事実は決してこの二つの特定の備蓄銭間に限ったことではなく、表5を詳しく検討すれば直ちに了解されるように、多くの他の備蓄銭間においても認められる事実である。またこのことは、時期を異にする備蓄銭どうしにおいても認められる。四期以前の備蓄銭と以降の備蓄銭とでは、明銭の有無によって銭種の順位にずれが生じるが、これは後に述べるように、全体の

順位のなかに二種の明銭が割り込むような形で出現していくためにおこった現象によるもので、全体の順位そのものは基本的に変化は認められない。

この表5によつて明らかになるいま一つの重要なことは、何らかの事情によつて特殊な銭種組成を持つ備蓄銭の存在を明確に示すことが出来る点である。例えば、銭種組成の順位とそのパーセンテージが、他の多くの備蓄銭とは著しく異なる愛媛県不二峯(三八一)、永楽通宝一種に極めて高い集中が認められる長崎県壱岐郷の浦(四三一一)のような事例の存在がそれである。この両者の備蓄銭は、特別な事情によつて他の多くの備蓄銭の指摘している。すなわち、北海道と愛媛県という、当時における備蓄銭の分布の両端に位置するような、遠隔の備蓄銭どうしの内容が究めてよく一致しているという点の原因としては、本来の銭種組成が後世の好事家などの恣意的な銭種分類や、銭の抜き取りと言つたことに由つて、本来の銭種構成内容が歪められてしまつた場合や、備蓄銭埋納時点において何らかの銭に対する意図的選択が行われていた結果を示すと考えられる場合などが考えられる。不二峯例についてはその発見が古く、出土状態を検討したり、出土銭貨そのものを再分類することが不可能なため、明確な解釈は行えないが、郷の浦例については明らかに備蓄銭埋納時点において永楽通宝のみ

が集中的に選択されていたことは明らかである。これら
の他に銭種組成のパーセンテージが低い値をとる備蓄銭
が幾つか指摘できる。例えば長野県上田塩尻の備蓄銭
(一六一三)などはその代表的な例である。しかしこれ
らの多くは出土銭貨の分類が銭貨に付着した鋳などに
よつて十分に行えなかつたために生じた結果であつて、
備蓄銭の銭種組成そのものに原因するものではない(注
四参照)。

このようにみてくると、銭種組成とその順位によつて
示される備蓄銭の内容は、極めて少数の例外的な備蓄銭
を除けば中世の後半全期間をつうじて安定していたこと
がわかる。換言すれば、備蓄銭の内容は中世を通じて地
域、時代をこえて、さらには枚数の多寡に係わりなく、
均質な内容を持つていたことを示しているのである。こ
の事実は備蓄銭を構成する主要銭種が、全国的に均質に
攪拌されていたこと、つまり主要な銭貨の全国的に円滑
な流通が行われていたことの反映と考えられる現象であ
り、備蓄銭が当時の基準的な通貨としての性格を強く
持つていたことを示している。このような点からみて、
備蓄銭は、当時における最も安定した通貨、つまり精銭
に相当する錢群であつたに違いない。

(二二) 銭種組成の時期別変化

出土備蓄銭の銭種組成はすでに述べたように明銭の出
現を境に大きく二つに区別することができる。最初に出
現する明銭は洪武通宝であり、備蓄銭の時期区分では三
期に相当する。しかし表5の上位二〇種銭種組成をみれ
ば明らかなように、三期においては洪武通宝は個々の備
蓄銭の銭種組成中には存在するものの、上位二〇位に顔
を出すまでには至らない。これはこの時期にはいまだ十
分な量の洪武通宝が流通していなかつたことを示すもの
であろう。次の四期にいたつて、永楽通宝、洪武通宝の
両明銭が上位二〇位に進出してくる。洪武通宝は七位前
後の位置に定着するが、四期になつて初めて出現する永
楽通宝はおおよそ六位前後の位置を占めるものが目立ち、
なかには青森県脇野沢(二一九)のようにいきなり一位
に進出するものも存在する。このように洪武通宝と永楽
通宝との出現時期における相違は、永楽通宝が洪武通宝
よりも相対的に大量に日本にもたらされたことによるも
のと考へられる。しかし永楽通宝は次の五期までは、備
蓄銭の銭種組成の順位のなかではつきりと一定の位置を
とるには至らない。

永楽通宝が上位二〇種銭種組成のなかではつきりとし

た位置を確立するのは、六期以降のことである。六期の備蓄銭三五例のうち、一一例を除いた二四例で永楽通宝が一位を占めるにいたる。これはそれぞれの備蓄銭の錢貨枚数の多寡とは無関係に認められる。たとえば約九万三千枚の埼玉県和光（一一一三）では永楽通宝は一位一二・二%存在しており、約二千枚の大坂府中村（二九一）でも一位一一・四%を占めている。永楽通宝が一位にならない備蓄銭においても、山形県藤島（六一）が一・七%一五位と低い数値を示す以外には、埼玉県大石（一一一八）、東京都葛西城（一二一三）では二位、新潟県猫山（三三一六）、三重県中里（二五一三）では三位、石川県鹿島（二二一三）では五位、福井県一乗谷（二三一四）では六位といずれも上位に進出して来る。

六期において永楽通宝が一位になる備蓄銭における比率をみると、およそ一〇一・三%の値を取るものが多いが、なかには永楽通宝の比率が異常に高くなる例が存在する点が注目される。例えば、山形県布目（六一四）では一六・一%、神奈川県蒔田（一四一一）では一〇・九%、福岡県博多（四〇一）では二二・四%に及んでいる。六期以前の備蓄銭において一位の銭種が占める比率で最も高かったのは、やや資料的に問題のある愛媛県

不二峰（二期）の一五・四%（天聖元宝）を除けば、一期の山形県手藏田（六一）の一四・五%（皇宋通宝）で、ついで四期の茨城県正宗寺（一〇一）の一四・二%（皇宋通宝）程度であり、大部分の一位の錢種の占める比率は一一・一三%の間に集中している。このような点からみても、六期の備蓄銭で一位を占める永楽通宝の一六・一二%という比率が異常に高いことがわかる。

この傾向は七期から八期になるとさらに顕著になる。七期の備蓄銭一一例のなかで永楽通宝が一位になる八例では、その半数の四例で永楽通宝の比率が一五%を越えている。特に群馬県伊勢崎（九一六）では約一万四千枚の錢貨のうちの五〇%にあたる七一二枚が永楽通宝で占められている。八期では永楽通宝が一位になる備蓄銭五例のうち、埼玉県淨光寺（一一一六）では永楽通宝の比率が三八・九%、宮崎県清水（四五一）では三六・二%、さらに長崎県壱岐郷の浦（四三一）では四一六五枚の錢貨のうち実に九一・九%に当たる三八二七枚が永楽通宝であるという、驚異的比率をもつ備蓄銭も出現していく。このように時期が新しくなるほど永楽通宝が個々の備蓄銭のなかで占める割合が高くなつていくのは東日本のみならず、西日本の備蓄銭にも認められ、決し

て地方的ないし局部的な現象や、偶然の結果であるとは考えられない。すでに述べたように、永楽通宝が全備蓄銭約二二八万枚の中に占める量は約一一万枚、比率にして五・〇%程度にすぎない。したがつて六期以降の備蓄銭において永楽通宝が異常に高い比率を占めてくるのは、永楽通宝が流通過程において意図的に選択された結果をしめす以外に考えられない。

このような永楽通宝の動向のなかで、いま一つ注目されるのは福井県一乗谷SE三四一九の井戸底から出土した八期の備蓄銭（一一三一三）の銭種組成である。約一万六千枚以上におよぶ出土銭貨のうち、永楽通宝はわずか四八枚しか存在せず、八期の他の備蓄銭が多数の永楽通宝を含んでいるのにたいして極めて不自然な内容を示している。この備蓄銭が報告書にも指摘されているように、

一五七三年（天正元年）の一乗谷落城に関連して投棄された銭貨であったとすると、あらかじめ永楽通宝とその他の銭貨とが別々に保管されていたため、このような結果となつたという可能性も決して否定できないであろう。永楽通宝の選択にはこのような状況もあつたことを考慮する必要がある。

以上のような永楽通宝の備蓄銭銭種組成内での量的変

動からみて、六期以降の時期、実年代でいえばおおよそ一六世紀以降の備蓄銭においては、永楽通宝が特別な銭貨として扱われていたことが考えられる。この点は中世におけるいま一つの出土銭貨である六道銭においても認めることができる。中世の六道銭は五五七例発見されているが、そのうち一七一例には永楽通宝が伴つており、さらにそのなかの五五例からは永楽通宝のみの六道銭が出土している（鈴木一九九二）。これらの六道銭の分布をみると岩手、群馬、千葉、埼玉といった東日本に強い集中が認められ、やや備蓄銭の場合とは異なる状況も考えられるが、永楽通宝のみが六枚副葬された六道銭がこれらの地域に多いことからみて、永楽通宝が他の銭貨とは違つた特別な価値を持つ銭貨であつたことは明らかである。

（四）備蓄銭の分析結果の要約

これまで出土備蓄銭について全国的集成を行いその銭種内容を分類し、最新銭による上限年代を設定することから、備蓄銭の時期区分と実年代との関係を明らかにしてきた。さらに備蓄銭の銭種組成を数量的に分析し、備蓄銭の持つさまざまな特徴を取り上げてきたが、ここで改めて以上の点について要約し、今後の考察の基礎を明

確にしておきたい。

- ① 備蓄銭は筆者が確認したかぎり、北は北海道から南は鹿児島県に至る範囲に分布しており、その数は一五二遺跡約一二二八万枚に及ぶが、実際にはその数倍以上の出土例があつたと考えられる。
- ② 備蓄銭を埋納する風習は、少なくとも一三世紀の後半には成立し、一六世紀の全般にいたるまで確實に行われた。最古の一期に属する備蓄銭の分布が全国的な広がりを持つてることからみて、一三世紀の中頃以前には、貨幣經濟の全国的展開が成立していたと考えられる。
- ③ 備蓄銭を埋納する方法については、壺ないし甕に納めるものが最も一般的だが、その外に曲物に入れたり、大型で頑丈な木箱に収納したりする方法行われていた。これらのさまざまな埋納方法の存在は、錢貨の使用されていた状況の違いを反映している可能性がある。
- ④ 備蓄銭の時期区分は個々の備蓄銭に含まれている最新銭の初鋳年代による上限年代にもとづいて八期に区分することができる。それぞれの時期の実年代との対応は、大きくみて一期、二期は一三世

- 紀第四四半期～一四世紀中頃まで、三期～五期までが一四世紀後半から一五世紀第三四半期まで、六期～八期が一五世紀末から一六世紀全般に相当する。
- ⑤ 各時期の備蓄銭の枚数をみると、一期、二期、六～八期は最も多いものでも十万枚以下であるのにたいして、三期から五期にいたる時期の備蓄銭に限つて、数十万枚という大量の錢貨を伴う備蓄銭が集中する。
- ⑥ 備蓄銭の主体をなす錢貨は全時期を通じて北宋錢であり、全体の約七八%を占めている。これにたいして永樂通宝をはじめとする明錢は全体の七%程度に過ぎず、全錢貨のなかで量的に重要な位置を占めていたとは考えられない。
- ⑦ 備蓄銭を構成する錢種は全てを数えあげれば一〇〇種以上あるが、主要な錢種は四〇～五〇種台の範囲内にある。これは全備蓄銭約一二二八万枚の分析によつても、個々の備蓄銭ごとの分析によつても、共に確認することができる。
- ⑧ 備蓄銭の主要な錢種組成をみると、四期以降に出現在する永樂通宝、洪武通宝の二種の明錢を除けば、

全時期にわたり地域の違いを越えて、さらに個々の備蓄銭の数量差とは無関係に、均質な内容を持つていた。

(9)

永楽通宝、洪武通宝の一錢は四期以降の備蓄銭の主要銭種として登場するが、六期以降になると洪武通宝は七位前後、永楽通宝は一位にほぼ定着する。特に永楽通宝は時期が新しくなるほど、備蓄銭の銭種構成の中に占める割合が高くなつていく。

これは永楽通宝が特別な価値を持つた銭貨としての評価を獲得していく過程を示すものといえる。

六、出土備蓄銭と中世後期の銭貨流通

(一) 備蓄銭と精銭・悪銭

備蓄銭が中世に流通していた銭貨のなかのいかなる部分に相当していたのかは興味ある問題である。周知の如く中世に流通していた銭貨には、精銭（清銭、上銭、善銭）と、悪銭（並銭、地悪銭）、さらに極悪銭という三つのカテゴリーが存在していた。これらの銭は撰銭令などの中でもさまざまな記述がなされているものの、実際に出土した銭貨と対比させて、その実体を明らかにすることはほとんど行われていなかった。筆者はすでに述べ

たように、出土備蓄銭を銭種構成と銭種組成を中心にして分析した結果、備蓄銭は中世史料に言うところの精銭に相当するものであると考えている。その根拠は備蓄銭の内容が地域、時期をこえて均質な組成を持っていること、主要な銭種が四〇～五〇種程度であることなど幾つか存在するが、この筆者の考えが正しいとすれば、精銭に対する悪銭とはいがなるものであつたのかという点が、改めて問題となるだろう。

精銭と悪銭とは、いわゆる対概念的な存在であるけれども、この問題を明らかにする前に、まず第三の銭である極悪銭について取り上げておきたい。極悪銭は後北条氏の撰銭令では、「大かけ」「打ひらめ」「大ひひき」の三種があげられており、この三者は選び捨ててもよいが、それ以外の銭で古銭であればどの様なものでも使用するよう指示されている。この三者に共通する特徴は、かけ、ひびわれ、うちひらめ、と言った物理的な損傷を銭がはつきりと示している点にある。この考え方たは江戸時代初期の撰銭令にまで引きつがれており、徳川幕府は「大かけ」、「われ銭」、「かたなし」の三者を「ころ銭」、「新びた銭」、「なまり銭」とともに撰銭の対象として認めていた。このようにみてくると、撰銭の対象として最

後までハッキリしているものは、これら外觀上の特徴が明確な錢であつたと言えよう。新びた錢、なまり錢などもそのような觀点から同一の類型に入れることができる。したがつて筆者は、極惡錢とは外觀上明確に粗惡な特徴（その多くは物理的損傷や粗惡な材質）を持つていた錢と考える。そしてそのような極惡錢は出土備蓄錢の中にほとんど存在しないと断言できる。

以上の点からみて、惡錢とはこれら極惡錢と精錢との中間にある錢ということになる。しかし惡錢が具体的にどの様な錢であるかを指摘することは極めて困難であろう。その理由は、極惡錢のような明確に共通する特徴を持つていかない点にある。例えば後北条氏の文書にある地惡錢といふ惡錢がいかなるものかは判然としない。「古錢の地惡錢」とか「地惡錢、但中錢」といった表現には、地惡錢そのものが他の異なつた錢の範疇と重複して考えられていることと、それゆえに曖昧な内容を持つてゐることが示されている。さらに問題なのは、惡錢は基本的には通用錢であつて、撰錢によつて使用禁止となる錢ではなかつたことである。地惡錢ばかりを使用するのは禁じられてゐるけれども、一定の割合で混入することは認められていた。いわゆる「わり」を入れると、惡錢と

精錢の交換比率ないし混合比率を決めるだから、その比率さえ決定されれば、その惡錢は精錢とともに使用されることになる。したがつて、もし出土備蓄錢を全体として精錢と考えるならば、その中に当然一定の割合で惡錢ないし、本来は精錢ではないとされていた錢が混入されていたはずだということになる。

この点をはたして出土備蓄錢の錢貨を調べることにより、具体的に同定することができるだろうか。筆者が調査し、実際に錢貨を分類した経験からすると、これはきわめて困難である。その理由は備蓄錢中の錢貨の状態が、最も良好な永樂通宝と洪武通宝を除いては実に多様な質を持つており、明確な一つの基準で錢の品質を区分できない点にある。ただ二つだけの錢を比較して、どちらの錢の品質が良いかは、あるていど決められないことはない。しかし、そのような品質評価をさらに別の複数の錢との間で行おうとすれば、基準が曖昧になり客観的な結果を得ることは難しい。この点は中世の撰錢時においてもまったく同じことだったと思われる。当時の流通錢貨はすでに原産地の中國において一定期間使用されたさまざまの錢貨が存在していたに違いないから、損耗の度合いや鑄上がりの状態など多様な品質の錢貨の混合体だつ

たと考えられる（注五）。したがつて良い銭と悪い銭とを見分ける必要は撰銭令の成立以前から存在していたはずで、撰銭行為そのものも中国における錢貨流通に際して既に行われていたものが、日本にもたらされた結果発生した可能性も十分考えられる。このような点から筆者は永楽通宝と洪武通宝をのぞいた錢貨においては、精銭と悪銭の差は極めて曖昧かつ複雑なものだったと考えている。

それならばなぜ撰銭が行われたり、精銭と悪銭という対立的な名称が使われたのかが、改めて問題になるだろう。筆者は当時の錢貨の品質が以上の様な状態だったからこそ、撰銭が行われ、錢の品定めとしての精悪二銭の概念が必要だったのだと考えている。ただしその錢貨の品定めを行うのは、取引の当事者ではなく、第三者を介在させることが必要だったと考えられる。有名な織田信長の撰銭令（永祿一二年一五六九）に、精撰未決の場に押し入り乱暴を働くことを禁止している条項があるのはこの点に係わっている。つまり第三者による査定（撰銭）を設けることによつて、主観的に傾きやすい錢貨の品定めを合理的に処理しようとしたと考えられるのである。このような役割を担つた者は、錢屋をはじめとする

商人層だとおもわれるが、そのような存在無くしては錢貨の円滑な取引は不可能だったといえよう。以上の様な考え方から筆者は、精銭と悪銭の区別は、かかる第三者による査定を受け、一定の保証を伴う錢貨が精銭と呼ばれるもので、そのような査定を受けることなく、無保証の錢貨を悪銭と呼ぶべきだと考えている。したがつて、悪銭使いという言葉は、品質の悪い錢貨を使うことのみをいうのではなくて、きちんとした錢貨の査定を受け入れずに、無保証の錢貨のままで錢貨の売り買いを行つたり、取引を強要することをも意味していたと解釈すべきだと考えられる。

中世の撰銭令をみると、さまざまな撰銭対象となつた錢の名称が記されている。それらのうち、さきに述べた極悪銭などはその錢の様態を名称から想像することが比較的容易だが、悪銭と考えられる一群の錢の名称の中には、直ちにその様態を思い浮かべるのが困難なものがいる。これはそれらの名称が各地の錢取引の中で、慣習的に成立してきた一種の符牒であつたと考えられる点にあると思われる。また、それらの錢の交換比率ないし混合比率の決定（これこそが撰銭過程そのものなのだが）は、本来は各地域、時代によつて複雑に推移していくと

考えられる。そしてその決定の過程ないし取決めそのものを、権力側が介入して規制を行うような形の中から、撰銭令が成立していったのであろう。しかし権力側に貨幣の発行権を中心とした貨幣管理能力に限界のあつた中世においては（神木一九八五）、権力による撰銭過程への介入は、市中の慣行の追認ないしはその保証としての役割を色濃く持つことになつたのだと思われる。信長の撰銭令のなかに、細かな銭の名称と、それらに対する打歩が示されているのは、まさにそのことを端的に示しているとともに、多数の複雑な交換価値を持つた銭が存在することのなかに、計数単位、交換価値の媒体としての貨幣という側面よりも、精銭、悪銭という素材的価値の優先という点に重きをおいた貨幣使用の実態が浮かび上がつてくるのではないだろうか。このような中世の貨幣使用の実態の行き着くさきに、超精銭としての永楽通宝が出現し、基軸通貨としての期待を背負わされるに至るのは必然のなりゆきといふべきであろう。

（二）永楽通宝の諸問題

中世後期とくに一六世紀において永楽通宝が特別な錢貨としての評価を受けていたことは、考古学、文献史料の両面から確かめられる。すでに述べたように、六期以

降の備蓄銭において永楽通宝が占める比率が高くなつてくる。永楽通宝そのものは全出土備蓄銭のなかの約五〇%程度しか存在しなかつたから、六期以降の備蓄銭で永楽通宝が集中してくるのは、撰銭過程ないし備蓄のさうに意図的に収集された結果に他ならない。その最大の理由は、永楽通宝が精銭の代表として評価されるようになつたことだと思われる。永楽通宝を伴う備蓄銭を分類しているとすぐに気がつくのは、錢の大きさ、厚さ、銘文の鮮明な鋳上がりといった点で、他の錢に比べて永楽通宝が群を抜いていることである。いわゆる錢容が整つているという点では何も鑄だされていない錢の背面だけをみていても、永楽通宝と他の錢との区別がつけられるほどである。このような良錢としての容貌を保持していたことが、永楽通宝が好まれた最大の理由であつたと考えてさしつかえない。

この永楽通宝の特徴は、他の錢との間に明確な格差を生むことになった。いわゆる永楽通宝の「超精銭化」の道がここから始まることになる。たとえば小田原後北条氏の事例をみると、精銭と永楽通宝とが一対一ないし三対一で換算されていた事実が知られている（永禄一二、天正五、一六の各年）。これは一六世紀の後半（一五六

九一八八）ころのことだが、駿河領国時代の徳川氏は一五八四年（天正一二）に四対一という比率を用いており（天正十一癸未年分宇布見地頭領家御年貢納下勘定事）、さらに開幕以後の一六〇二年（慶長七）と一六〇三年には六対一という高い比率を用いたこともあった（江戸町年寄への文書）。このような永楽通宝の超精銭化がいつごろ始まつたのかを確定させる史料は存在しないが、結城氏新法度八三条（一五五六）に銭を選ぶのは不自由このうえないから、永楽通宝のみを使うようにしたいがそもそも必ずしも行かないだろうから、悪銭を選びそれを高札に打ちつけて示すことにすると、いつたことが記されている。また信頼のおける記事とはいえないが、『北条五代記』に天文一九年（一五五〇）に銭には様々なものがあるが、永楽通宝に勝るものはないので以後は永楽通宝一錢のみを使うことを定めたという記載がある。この記事は後北条氏の文書によつて確認することはできないが、この天文一九年に後北条氏は反銭、棟別銭などの公事に付いての税制改革を行つており、また後北条氏が「一銭を定めた」ということを伝える文書も存在するので、あら程度の信憑性は認められるだろう（峰岸一九八九）。これらからみて、永楽通宝の超精銭化は文献史料による

かぎり一六世紀の中頃にはすでに確實に進行していたとみられる。しかし、出土備蓄銭などの考古学資料からは、その開始は六期の備蓄銭が成立する一六世紀の前半にまで遡りうる可能性がある点はすでに述べた。

永楽通宝が超精銭として精銭の上位に位置づけられたことは、中世後半の銭貨流通のなかに一種の基準銭ないし基軸通貨が出現したことを示すものである。これはさまざま品質の銭の流通を計るために要請されていった取引上の慣習の制度化という過程を経て成立してきたものと考えられるが、これは同時に精銭・悪銭というそれまでの銭貨の品質基準の事實上の崩壊を意味していくと考えられる。つまり精・悪二銭による交換比率ないし混合比率の操作によつて評価される精銭取引を、さらに上位から規制する永楽通宝の出現によつて、永楽通宝対その他の銭という大きな類別が出現することになつたとみられるからである。この過程は一六世紀の第四四半期以降に顯著に進行していくとみられるが、そのなかで精銭の名称は「びた銭」ないし「古銭」へと変化していくと考えられる。たとえば天正一二年（一五八四）の「天正十一癸未年分宇布見地頭領家御年貢納下勘定事」（静岡県史料第五輯所収）には、

一、 八拾壹貫三百七十八文 取高 地頭方

此ひた參百廿五貫五百拾弐文

一、 拾弐貫八百七十五文 取高 同方長宝寺分

此ひた五拾壹貫五百拾弐文

—中略—

永樂以上百九十九貫九百七十文
非た以上八百一貫五百八十五文

とあり、永樂通宝一貫文が「びた錢」四貫文として計算されてゐるが、ここでいう「ひた」が従来の精銭に相当することは明らかである。このように永樂通宝と対比される錢を総称して「びた」と呼ぶことは、初期徳川政権に引き継がれる。慶長七年（一六〇二）の江戸町年寄りへの駄賃、船賃の覚書には

一、 ひた錢ハ永樂ニ六文立ニ取引可被成事

とあり、さらに慶長十三年（一六〇八）には

一、 永樂壹貫文に鏢錢四貫文充之積たるへし、

—下略—

と示されている。これらからみて、中世の精銭が永樂通宝の超精銭化の開始とともに、びた錢として総称され、それが江戸時代の「びた錢」に連続していくことがわかる。そして江戸時代前期の撰銭令には、「大かけ」、

「われ錢」、「かたなし」、「ころ錢」、「なまり錢」、「新びた錢」という中世の極悪錢の系譜を引く六錢のほかは、すべて「びた錢」ないしは「古錢」という名称の下に統一され、古寬永通宝に交替するまで一両四貫文の交換比率で公用通貨として使用されることになったのである。

それでは永樂通宝の基準錢化によつて、中世末期の錢貨流通は安定することになったのだろうか。少なくとも信長の撰銭令にみられるような多種多様な価値を持つ錢の流通を、永樂通宝という単一の錢貨によつて律することができれば、錢貨流通時における複雑な撰銭やそれにともなう換算を単純化することができただろう。さらに永樂通宝がその他の精銭の一~三倍という価値を持つことから、不足ぎみであつたとみられる中世末期の錢貨流通高を増大させる結果にもなりうる可能性を持つていたといえる（滝沢一九六一）。このような期待が文献史料などにみられる「錢はしなしな（品々）有といへども、永樂にますはあらじ、自今以後、くわんとう（関東）にて永樂一錢をつかふべし」（『北条五代記』）、「錢えり候てよく存候哉、万事是不自由にて候、永樂かた一錢をつかふへきよし、ふれを可廻候」（『結城氏新法度』）といつた表現に示されているといつてよいだろう。

しかしながら、この期待と実際の需要とに応えるには、あまりに永楽通宝の流通高が少なすぎた。すでに述べたように、永楽通宝は全備蓄銭の約五・〇%しか存在していないなかつたから、永楽通宝は実質よりも名目的な価値として存在するようになつていつたと考えられる。さらに、流通高を増大させえたか否かについては、慎重な検討が必要と思われる。永楽通宝がその他の精銭に対して二ないし三倍に通用するようになつたとき、精銭を基準にすれば確かに流通高が二一~三倍になつたことになるが、永楽通宝を基準とすれば従来の精銭の価値が二分の一ないし三分の一となり、どちらの銭貨が流通の基準におかれるとによつて評価は異なつてくるからである。このようないつたのだと考えられる。「永楽一かたハなるましく候」（『結城氏新法度』）とある表現のなかにこの点がすでに見通されていたといえよう。

このような永楽通宝基軸通貨化は、初期徳川政権においても一時期推進されたが、開幕後わずか十年足らずのうちに撤回されることになった。幕府は慶長一三年（一六〇八）に永楽通宝一貫文＝「びた錢」四貫文という交換比率を定めたうえで永楽通宝の使用を禁止し、取引に

は金・銀・「びた錢」をもちいることとし、その上でさらには、金一両＝「びた錢」四貫文という金・銭交換レートを決定した（『徳川禁令考』三六八四）。ここに至つて永楽通宝の流通は公式に禁止され、公用通貨としての「びた錢」が認められることになつたのである。従来この幕府の決定について首尾一貫した説明が必ずしも行われてはいなかつたが、これまでの出土備蓄銭銭種組成の数量的分析結果からわかるように、この幕府の決定は全国政権として銭貨流通を保証・管理する立場から、流通量において圧倒的多数を占める「びた錢」（中世的表現でいえば精銭）を公用通貨として認知したことを意味している。しかし、戦国大名の銭貨流通に対する考え方と本質的に異なつていた点は、公用通貨とした「びた錢」に、幕府が新たに鋳造した金貨との交換比率を公定したことにある。そしてこの金・銭のリンクレージの有無に、中世の銭貨と近世の銭貨との本質的な違いがあると考へるべきである。

（二二）銭貨流通から見た中世と近世

出土備蓄銭の銭種組成を考古学的見地から分析し、その結果と中世史料に示された銭貨流通、特に撰銭令との関係に注目してきたが、両者を総合して考えると中世の

錢貨使用にはいくつかの段階を設定することができる。

周知のように、撰錢令の初出は大内氏による文明一七年（一四八五）の禁制である。そしてそのなかに「段錢の事ハ、わうこ（往古）の例たる上ハ、えらふへき事、もちろんたりといへども」とあるように、すでにこの時点において撰錢行為そのものは確立された慣行としてあつたのである。そしてまた出土備蓄錢の時期区分に照らしても、一五世紀の後半という時点には大量の錢を埋納した三期～五期の備蓄錢がすでに全国的に分布していたのである。したがつて、この文明一七年の撰錢令というのには、撰錢行為の開始という点ではなく、大名が撰錢行為にたいして法制化という形を明示しながら、強力に介入してきた事を示す点に意義があると思われる。

文明一四年（一四八五）の大内氏の撰錢令が出された時点は、永樂通宝が錢種構成の第一位になつてくる六期の備蓄錢の開始時期にちょうどあつてゐる。おそらくこの事実は偶然の一致ではなく、永樂通宝基軸通貨化のと結びついていたことは確かだが（藤木一九七四）、撰錢行為そのものはやはりより広い錢貨流通過程全体の中から生まれたものと考えるべきもので、それが大名收取体系とのかわりで重要な問題となつてきた時点で、権力の側から法制化されることになつたと考えるべきだろう。すでに繰り返し述べているように、最も遡りうる

一期の備蓄錢が成立している事実は、その背後に広範な錢貨流通市場が一定の質を持つて成立していった可能性を示唆している。これが直ちに全国市場の成立を意味するとは限らないが、さりとて大名收取体系のみから説明が付けられるものでもないだろう。さらに一期以降の各期の備蓄錢に見られる錢種組成の全国的な均質性は、備蓄錢の慣習が成立した時点から、撰錢行為が存在していた可能性を強く示唆している。このように考えると、少なくとも撰錢令出現以前においても撰錢慣行の存在した時期を設定する必要がある。

できるであろう。この段階は撰銭令という形で権力側が撰銭行為に介入することはなかつたが、錢取引の慣行としての撰銭行為が行われていた段階として規定できる。しかし一期から五期までの時期が錢貨の流通という面で单一の様相を持つていたとは考えがたい。それは、個々の備蓄銭の規模が、一期、二期と三期～五期では大きく変化しているからである。

三期～五期の備蓄銭はすでに述べたように、きわめて大量の錢貨を埋納した備蓄銭が全国的に分布しており、その前後の時期の備蓄銭の規模とは明らかに異なつている。これがいかに際立つてゐるかは、三期～五期の備蓄銭の出土例が全出土例一一九例の約二五%、三〇例しかないにもかかわらず、その錢貨総量が全出土備蓄銭約二二八万枚の六二%以上にあたる約一四二万枚という圧倒的數量をしめていることからも明らかである。したがつて一期～五期までの精銭体系の段階には、一期、二期と三期～五期といふ、二つの異なる錢貨流通の状況が存在していたと考えられるが、それがいかなる理由によるものかは現在確定できない。これは中世における一五世纪の錢貨流通をどのように評価するかという点と深く関連し、中世史全体の問題として検討すべき事柄と考えられ

るので、現在はその問題点の指摘のみに止めておきたい。

撰銭令が出現した六期以降の備蓄銭において、永楽通宝の基軸通貨化が次第に進行していくが、そのなかで永楽通宝は備蓄銭錢種組成のなかで次第に圧倒的比率を占めるようになる。これは八期の備蓄銭において最も顕著な姿をとるに到るが、この時期には文献史料によると永楽通宝と精銭とが一対一ないし三という比率で換算される、永楽通宝の超精銭化が進行していったことが知られている。そしてやがてこれらの精銭が「びた錢」として総称され、江戸時代初期の「びた錢」ないし古錢につながつて行つた。こうした動向から見て、八期の備蓄銭の時期、換言すれば一六世紀第四四半期以降は、中世の精銭体系が崩壊し、永楽通宝対その他の錢という図式が成立してきた段階と規定することができる。そして永楽通宝の流通高の不足という現実の中から、永楽通宝が名目的な換算基準に転化していくとともに、幕初期の「びた錢」公用通貨化が用意されることになるのである。この段階の錢貨流通と幕初期の錢貨流通との差異は、流通の主体となる「びた錢」に金貨との交換比率が公定されているか否かという点にのみにあつたといえる。その点からすれば、この段階は近世的錢貨流通の基本的性格が用

意された段階と捉えることができる。

しかし一六世紀の銭貨流通が安定していたのかといふと、すでに述べたようにむしろ否定的である。広く知られている事実として『妙法寺記』に記されているような銭の流通不足の状況があるが、ここでとくに注目したいのは、取引の決裁手段として米が使用されるようになつてくる点である。浦長瀬隆は一六世紀後半における商品取引、土地売券などにみられる支払手段が何によつて行われたのかを、多門院日記（奈良）、菅浦文書（近江）

その他の史料から検討した。その結果、全国的傾向として一五七〇年以前には銭による支払いが中心であるのに対して、一五七〇年を前後する五年間に、支払手段が銭から米へとその中心を移し、一五八〇—九〇年以降の西日本においては米から銀へ移行し、一七世紀になると東日本（主に三重以東の地域）では金となるという重要な事実を指摘した（浦長瀬一九八一、一九八五など）。こ

こで注目されるのは支払手段がいきなり銀ないし金に移行せず、その中間に短期間ではあるが米を介在させている点である。

米価は周知の如く、作柄や季節といった外部的要因によつて時には激しく変動するし、可処分性、価値保蔵手

段として、米が銭貨よりも優れていたとは考え難い。それにもかかわらず、中世末の一時期に全国的に米による支払手段が広がることの意味は、銭貨の信用低下なしし流通高の不足といった、当時の銭貨流通に何らかの問題が発生していたことを窺わせる。しかし、米による支払手段がけつしてその代替とはならなかつたことは、その後速やかに全国的に支払手段が銀ないし金へと移行していることから明らかである。したがつて、これは銭貨流通における不安定な状況から回避するために、一時的に取られた方策であつたとみるべきであろう。このようにみると、一六世紀の第四四半期に顯著に認められる永楽通宝の超精銭化という事態が、銭貨流通を安定に導いたとは考えられず、米による代替期間をはさんで金ないし銀というより安定した支払手段に移行することになつたといえよう。

近世の銭貨流通が中世のそれと根本的に異なる点は、すでに繰り返し述べてきたように銭貨と金貨との交換比率が設けられた点にあるが、それとともに注目すべきは貨幣としての品質においては劣つていたが、流通の絶対量において優れていた「びた錢」が公用通貨として認知されたことである。これは中世の超精銭、精銭、悪銭、

極悪錢という、錢の品質にこだわったランクづけから、細かな品質の差異を問題とするよりも、量的な需要に応えられる錢貨を使用していくとする方向で錢貨流通を計ろうとする考え方たが根底にあつたといえるだろう。

もちろんそれが慶長一三年の永樂通宝流通禁止の時点で直ちに成立したわけではなく、約三〇年後の寛永一三年（一六三二）に古寛永通宝の大量鑄造が開始された一七世紀の第二四半期にいたって一応の完成をみるわけだが、その過程には中世以来の渡来錢を中心とした「びた錢」から、幕府公鑄の古寛永通宝へという流通錢貨の交替が行われたのである。この日本における最初の本格的な通貨交替がどのように行われたのかを、出土六道錢と宿場史料とを用いて検討していくと、そこには幕府による金・錢価格を巧妙に利用した錢貨流通政策が存在していたことが明らかになる（鈴木一九八八、一九九二）。このような点からも、金貨と錢貨との交換比率が設けられたことが、近世の錢貨流通の著しい特色であるとすることができるのである。

謝　　辞

本稿の作成にさいしては、中・近世史学、経済史学、

出土備蓄錢と中世後期の錢貨流通

歴史考古学などの各分野の方々に多くの御教示をいただきました。神木哲男、岩橋　勝、峰岸純夫、脇田晴子、宮地正人、安国良一、浦長瀬　隆、速水　融、田代和生、柳田利夫の各氏には、中・近世における貨幣流通関係史料、関係論文その他についての多くの情報ばかりでなく、本稿の基礎となつた研究発表、草稿についての貴重な御教示、コメントを頂くことができた。これら多くは本稿のさまざま部分に反映されているが、誤つて利用されている場合は全て筆者の責任によるものである。また小田富士雄、武末純一、島津義明、副島邦弘、後藤　直、本田道輝、新東晃一、中村修身、桜木晋一、山下秀樹、定森秀夫、柴田　悟、斎藤　隆、高橋勉、亀田俊一、阿久津久、竹尾　進の各氏には、出土備蓄錢の調査、文献情報などについて、様々な便宜を提供して頂いた。さらに田中　琢、佐原　真、金子裕之氏をはじめとする、奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター及び付属図書室の各位には、文献の探索その他で御世話をなつた。また、各地の教育委員会各位からは、それぞれの地域で出土した備蓄錢についての報告書、出土記録などについての貴重な情報を提供して頂いた。以上各位に深く御礼申し上げる次第である。末文ながら、

二三八万枚に及ぶ出土錢貨を整理・分類・電算機入力などを行うさいに助力を惜しまれなかつた民族学・考古学専攻の森本伊知朗、坂本宏児、菊地知佳、国史学専攻の日朝秀宣の諸君にも感謝の意を表したい。本研究は昭和六三・平成二年度の慶應義塾松永基金による研究成果の一部である。

注・参考文献 (ABC順)

(1) 古錢学上その存在が知られていながら、出土錢として確認できない錢貨の代表例として寛永三年(一六二六)に水戸で鋳造されたと伝えられる、いわゆる「二水永」と呼ばれる古寛永通宝がある。古寛永通宝を伴う六道錢は全国的に多数発見されているが、この「二水永」は全く確認されていない(鈴木一九九二)。このことが「二水永」と呼ばれる古寛永通宝の存在そのものを否定するものではないが、すくなくとも当時の流通において重要な錢貨として機能していたとは考えられない。また「島錢」と呼ばれる模鋳錢は、出土備蓄錢のなかに極めて僅かしか存在していない(例えば神奈川大町小学校の備蓄錢八六〇八枚中にわずか四枚)。出土備蓄錢による錢貨流通の研究において重要なことは、当時の主要な流通錢貨なのであって、古錢学上知られている錢貨は、出土品のなかでどの程度一般的に存在するのかを確認する必要がある。

(2) 備蓄錢の各時期の分布と組成内容を検討するさいに、九州から畿内地方にかけてと関東以北とで、ある程度の

時間差が存在していたのではないかとする考え方がある(桜木一九九一a、b)。確かに西日本の先進經濟圏には中国からの錢貨が迅速に流通したとみられるから、このような考慮は必要である。この点で三期の備蓄錢の分布が将来ともに東日本に偏るようであれば、独立した時期とするよりも四期と合体させ、四期の備蓄錢の東日本における特有の様相とすることも考えられる。しかし、三期、四期の備蓄錢は十万枚を越える大量の錢貨を伴うものが多いため、未整理、未報告となっているものも少なくない。したがつてこの問題はさらに資料の増加を待つて判断すべきであろう。

(3) この備蓄錢の時期判定には若干の問題がある。それは最新錢とされる世高通宝(一四四六年初鋳)の次は至大通宝(一三一〇年初鋳)となり、その中間をうめる洪武通宝、永樂通宝、朝鮮通宝、宣德通宝などが存在しているからである。このような錢貨の空白は他の備蓄錢にはみられないものである。世高通宝が後世混入したか否かは確定できないが、錢種組成そのものはむしろ二期の備蓄錢に近い。これと同じ様な問題を持つ例に、今回は使用していないが滋賀県虫生発見の寛永通宝を伴うなう備蓄錢がある。また、岡山県早島、新潟県中の島の備蓄錢にも寛永通宝一枚が伴つているが、伴出状況その他の点を考慮して今回はそれぞれ二期と六期の備蓄錢のなかに入れて扱つてある。

(4) 表1に示した錢銘不詳とあるのは、それぞれの報告者が錢種の分類において錢銘を判読できなかつたもので、

その理由は、鑄によって錢が付着したり、文字が覆われてしまつたり、文字そのものが使用によつてすり減つてしたものなど様々である。また出土した状態のままで鑄取りをせずに分類を行つた場合には、錢銘不詳が多くなり、きちんと鑄取りをすれば殆どの錢が分類可能となる。したがつて、錢銘不詳とある錢が全て使用当時において悪い状態にあつた錢とはいえない。表5の上位二〇種錢種組成の%集計においては、この不明の錢貨を加えて計算しているので、結果としてその数値に影響されて各錢種の%値が小さくなつてゐる。錢銘不詳の数値を除いたものを母数として錢種組成を計算すれば、その数値は他の備蓄錢の錢種組成の場合と類似した結果が得られる。

(5) 中国において当時すでに様々な状態の錢が使用されており、それらがそのまま日本にもたらされたとする証拠の一つに、筆者が星形孔錢と呼ぶ一種の加工錢がある。これは錢の方形の孔の四辺にたがねなどによる切り込みをくわえ、孔を星形に見せる細工を施したもので、各地で発見されている。北宋錢に伴うものが最も多く、明錢にはすくないことがわかっているが(桜木一九九一a, b)、これと同じ錢が新安海底より出土した約八〇〇万枚の錢の中に存在している(尹一九八三)。當時錢は中国へは日本から逆輸出されていないと考えられるから、星形孔錢は中國で加工された可能性が高い。事実中國内蒙古より発見された遼代末の天慶通宝(一一〇一~一二〇年鑄造)を最新錢とする陶器に収められた六三八三枚の錢の中に、祥符元宝一枚、皇宋通宝一枚、嘉祐元宝二

枚、元祐通宝一枚の計五枚の星形孔錢が存在している。この出土錢には南宋錢が一枚も含まれていないから、星形孔錢が中國で一二世紀以前に存在していたことは明らかである(康一九八七)。さらに甘肅出土の唐錢を最新錢とする二三一〇枚の錢の中に、開元通宝の星形孔錢三枚が認められるから、この種の錢の加工は唐代にまで遡る可能性が強い(周・林一九八八)。

先に紹介した内蒙古出土錢六三八三枚には半兩錢から天慶通宝にいたる四六種が含まれているが、主体を占める錢種は北宋錢であり、全体の七七%、四九〇〇枚存在している。そのなかでも、皇宋通宝五七七枚、天聖元宝四五〇枚、熙寧元宝四四九枚、祥符元宝四四八枚、景德元宝三七八枚など日本の出土備蓄錢で大量に存在する錢種と共通する錢種組成の比率が認められる。個々の錢種の保存状態を見ても日本の備蓄錢の錢種と極めてよく類似している。このような事例の存在からみて、日本の出土備蓄錢の錢種組成やその構成比率は中国本土で使用されてきた当時の錢貨の内容をほとんどそのまま反映していると考えられる。以上の点については中国本土出土の錢貨群の分析を積み重ねることにより更に明確にする事が出来ると思われる。撰錢慣行についても、中国本土における実体を追跡し、日本との関連について検討する必要がある。これは日本の出土備蓄錢の最古にあたる一期の備蓄錢が、すでに一定の均質な錢種組成を保持しており、備蓄錢の成立当初から撰錢が行われていた可能性が考えられる点からみても、見逃すことのできない問題と

言える。

(6) 文明一七年の大内氏の撰銭令の内容については、いく

とくに錢貨が選ばれるさいの条件や状況について、史料分析の立場からの再検討を中世史の側にお願いしたい。

つかの点で問題がある。その最大の問題は条文中の「永樂通宝」と「宣徳通宝」にたいする規定をどの様に解釈するかと言う点である。六二条の利錢売買錢についての定めでは、主文においてはこの二銭は選んではいけない

ことになっているが、後半の但し書の部分では、永樂、宣徳ばかりを使うことを禁じている。従来の解釈の多くは、この部分の二銭は撰銭の対象となっていたこと、つまり「悪錢」としての扱いを受けていたこと、つ

(たとえば滝沢一九六一、藤木一九七四)。しかし条文を検討してみると、「えらぶ」という行為は決して悪い錢であることを前提にしているとは限らないのではないかと思われる。良い錢だから「えらぶ」ことも当然あつたはずで、「えらぶ」という語はその双方に対し使用されていたと考えれば、この条文の主文と但し書以下にみられる矛盾がある程度解決できるのではないかと考えられる。このような点にこだわる理由は、多くの先学が指摘して

いるように、西国においては明錢が排除される傾向に

あつたといわれるにもかかわらず、東国では超精銭として好まれるという全く相反する状況があるからである。しかし、出土備蓄錢の錢種組成の分析結果からみると、永樂通宝が六期以降(一六世紀以降)好まれたという事実は全国的に確認できるのであって、西国と東国との間に史料から導かれるような正反対の状況が存在したことは考え難い。このような点から、撰銭令の内容解釈、

参考文献 (ABC順)

阿部祥人 (一九八一) 「古銭」[N.O.・三九五遺跡]『多摩ニュータウン遺跡』東京都埋蔵文化財セ

ンター調査報告書 第二集

相原秀郎 (一九八六) 「福島県内出土の古銭(その二)」—いわゆる「出土銭」を中心として—

『福島考古』二七 福島県考古学会

新井市教育委員会 (一九八六) 『新井市高柳字前田出土渡来

錢報告書』

朝倉町教育委員会 (一九八六) 『朝倉町出土古銭調査報告書』

一号(鶴田多々穂 報告)

朝倉氏遺跡資料館 (一九八六) 『特別史跡一乘谷朝倉氏遺跡

XVII—昭和六〇年度発掘調査整備事業概報』

— (一九八八) 『特別史跡一乘谷朝倉氏遺跡XIX—昭和六二年度発掘調査整備事業概報』

調布市史編纂委員会 (一九九〇) 『調布市史』(上巻)

深田芳行 (一九七九) 『渡来錢流通の考古学的考察』『ぶこのう』三

藤木久志 (一九七四) 『撰銭令と在地の動向』『戦国社会史論』所収 東京大学出版会

福井県教育委員会 (一九七四) 『下川端遺跡』『北陸自動車道関係遺跡調査報告書 第五集』

合志憲章（一九六二）「鹿屋市田崎町の出土銭について」『貨幣』五—六

函館博物館（一九七三）『函館志海苔古銭－北海道中世備蓄古銭の報告書』

日比野丈夫（一九七二）「古銭」『新版考古学講座』九卷 雄山閣出版

本田道輝（一九八七）「鹿児島県下出土の錢貨集成」『鹿大史学』三五

市島兼吉編（一九〇六）『近藤正齊全集』第三卷所収「錢

市村咸人（一九三五）「早稻田発掘の古銭について」『信濃録』四—三（戦前版）

石川長喜（一九八三）「発掘調査された墳墓について」『岩手県埋蔵文化財センター紀要』III

石野瑛（一九三五）「横浜市中区蒔田町谷戸田上発掘古銭調査報告」『考古学雑誌』一八一七

板橋源・佐々木博康（一九五八）「岩手県紫波郡紫波町出土古銭調査概報」『岩手史学研究』一八

入田整三（一九三〇）「発掘銭に就ての考察」『考古学雑誌』一〇—一一

——（一九三五）「鎌倉小学校校庭発掘の古銭調査報告」『考古学雑誌』二五—九

尹武炳（一九八三）「新安海底遺物の引揚げとその水中考古学的成果」『新安海底引揚げ文物』中日新聞社

鎌倉市教育委員会（一九八三）『鎌倉市埋蔵文化財発掘調査』

出土備蓄銭と中世後期の錢貨流通

年報』I（昭和四六～五二年度）

神木哲男（一九八五a）「出土銭より見た日本の中世経済」『考古学ジャーナル』一四九

——（一九八五b）「中世における貨幣使用－日本中世貨幣史の構成に際して－」『国民経済雑誌』一五二—一五

神戸大学経済経営学会

金井汲次（一九六〇）「長野県中野市出土の古銭」『信濃』一

葛西城址調査会（一九八三）「葛西城－葛西城址発掘調査報告」

川上貞雄（一九七三）「安田町六九における発掘古銭の調査」『水原郷土資料』第五集

小西英一（一九五六）「鳥屋町出土の中國古銭調査報告」『金沢大学教育学部紀要』四号

是光吉基（一九八二）「各地出土の渡来銭－九州・中国・近畿地方」『考古学ジャーナル』一八七

——（一九八五）「出土渡来銭の埋没年代」『考古学ジャーナル』一四九

康立君（一九八七）「内蒙古巴林左旗土木富州出土遼代窖藏銭貨」『内蒙古金融』錢貨上冊

小山真夫（一九三五）「小県郡武石村発掘古銭について」『信濃』四—五（戦前版）

栗原文蔵（一九八四）「埼玉出土の中世備蓄古銭について」『埼玉県立歴史資料館研究紀要』六

——（一九八五）「武藏・畠山出土の備蓄古銭」『埼玉県立歴史資料館研究紀要』七

五三（二七七）

- 坂詰秀一（一九八二）「出土渡来錢の再検討」『考古学ジャーナル』一八七
- （一九八五）「出土渡来錢研究の視角」『考古学ジャーナル』二四九
- 作道洋太郎（一九六九）「日本貨幣史研究の現状と課題」『歴史教育』一七一七
- 桜木晋一（一九九〇）「一七・八世紀における寛永通宝の流通状況」『史学』五九一
- （一九九一a）「柏屋郡仲原出土の備蓄錢」『九州帝京短期大学紀要』三
- （一九九一b）「九州地域における中・近世の錢貨流通－出土備蓄錢六道錢からの考察－」『九州文化史研究所紀要』三六
- （一九九二）「北九州市八幡西区本城出土の備蓄錢」『古文化談叢』二七号
- 佐々木銀弥（一九七二）「莊園における代錢納制の成立と展開」『中世商品流通史の研究』法政大学出版会 所収
- 佐藤禎宏・矢口 熱（一九七七）「庄内地方出土の古錢」『庄内考古学』一四
- 関 孝一（一九六九）「長野県上田市塩尻出土の古錢」『長野県考古学会誌』七
- 関塚英嗣・鶴巻康志（一九九一）「北蒲原郡安田町金屋出土の中世備蓄錢」『北越考古学』四号
- 錢幣館（一九三三）「宮崎県西臼杵郡発掘古錢に就て」『貨幣』一七三
- 芝田 悟（一九八三）「能登・加賀における古錢（備蓄錢）出土遺跡」『北陸の考古学・石川県考古学研究会会誌』二六
- （一九八四）「多太神社境内遺跡－中世備蓄錢の報告書」多太神社
- 周延齡・林振榮（一九八八）「馬集唐代罐藏素背開元錢的清理」『陝西金融』（錢貨特輯九）
- 鈴木公雄（一九八八）「出土六道錢の組合せからみた江戸時代前期の銅錢流通」『社会経済史学』六三一六
- （一九八九）「出土六道錢の枚数と墓の保存状態」『考古学の世界』新人物往来社
- （一九九二）「渡来錢から古寛永通宝へ－出土六道錢からみた近世前期錢貨流通史の復元－」『坪井清足古稀記念論文集』（印刷中）
- 宝塚市教育委員会（一九七二）『堂坂遺跡発掘調査報告書』
- 宝塚市文化財調査報告書第三集
- 竹尾 進（一九八四）「多摩ニユータウンN.O. 四八四遺跡」『多摩ニユータウン遺跡』東京都埋蔵文化財センター調査報告書第五集
- 竹内俊一（一九八〇）『越中宮崎城下出土錢考』宮崎自然博物館研究調査報告

滝沢武雄 (一九六二) 「撰錢令についての一考察」(一)、

(二)『史学雑誌』七一一、七二一

玉泉大梁 (一九六九) 「室町時代における貨幣の流通」『室町

時代の田租』吉川弘文館所収

丹後郷土資料館 (一九七八) 『南北朝時代の丹波・丹後』(特

別展目録)

— (一九八〇) 「丹後町三山と三和町菟原下出土の備

蓄古銭」(杉原和雄)『丹後郷土資料館

報』創刊号

寺田貞次 (一九四四) 「讃岐に於ける貨幣貯蔵史」『高松高商

論叢』一八一三

東京都埋蔵文化財センター (一九八四) 「多摩ニユータウン

N°・四八四遺跡」『多摩ニユータウン

遺跡』東京都埋蔵文化財調査報告書第五

集

角田七郎 (一九七九) 「栃木県の発掘銭について」『貨幣』二

三一三

浦長瀬隆 (一九八二) 「一六世紀後半の奈良における貨幣流

通——多門院日記にみる支払い手段の変

化をめぐって——」『社会経済史学』四

八十四

— (一九八五) 「一六世紀後半西日本における貨幣流

通——支払い手段の変化を中心として

— 『ヒストリア』一〇六

矢島恭介 (一九五六) 「貨幣—本邦に於ける出土錢貨」『日

本考古学講座』七卷 河出書房

— (一九六二) 「日本出土錢貨一覽」藤田亮作監修
『日本考古学辞典』東京堂 所収

— (一九六九) 「出土資料によるわが国貨幣の考察」
『歴史教育』一七一七

山口県教育委員会 (一九八〇) 『下右田 第四次発掘調査報

告』

裕光 (一九六二) 「市浦村十三出土古銭調査」『東奥文

化』二一

湯沢町教育委員会 (一九七六) 『伝 泉福寺遺跡』

横浜毎日新聞 (一八七三) 明治六年六月一六日付

吉見哲夫 (一九五九) 「大里古銭報告書」『羽ノ浦町文化財保

護審議会資料』

— (一九五九) 「発掘古銭より見た中世の通貨内容の

研究 (阿波における出土古銭を中心として)」『京都大学読史会研究大会発表資

料』